

職員の給与等に関する 報告及び勧告

令和元年

特別区人事委員会



令和元年10月21日

各区議会議長 様
各区長 様

特別区人事委員会
委員長 中山 弘子

特別区人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、意見を申し出るとともに、別紙第2のとおり勧告する。

目 次

別紙第 1 報告及び意見

I	職員の給与に関する報告	1
1	職員の給与調査	1
2	民間従業員の給与調査	3
3	職員と民間従業員との給与の比較結果	5
4	国家公務員の給与等	6
5	物価及び生計費	8
6	本年の給与改定	8
7	給与制度における課題	10
II	人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見	12
1	人事・給与制度	12
2	勤務環境の整備等	22
3	区民からの信頼の確保	25
III	本年の公民較差算出とその経緯	26
IV	勧告実施の要請	27

別紙第 2	勧告	29
-------	----	----

参考資料	49
------	----

報 告 及 び 意 見

I 職員の給与に関する報告

給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。本委員会は、この趣旨に則り、職員の給与水準について、特別区内の民間従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、勧告を行っている。

本年も、本委員会は、職員及び民間従業員の給与等の実態、国や他の地方公共団体の動向、物価、生計費及びその他経済情勢等について、調査研究を続けてきた。

その内容について、以下のとおり報告する。

1 職員の給与調査

(1) 特別区職員給与等実態調査の概要

本委員会は、本年4月1日現在における特別区職員の給与等の実態を把握するため、各区における「職員の給与に関する条例」等の適用を受ける職員（休職者等を除く。）を対象に、給料や諸手当等について「特別区職員給与等実態調査」（以下「職員給与調査」という。）を実施した。

(2) 調査の結果

調査対象職員の総数は57,124人（昨年56,897人）で、平均給与月額382,597円（同386,289円）、平均年齢は41.7歳（同42.2歳）である。

給料表別人員、平均給与月額及び平均年齢

区 分 給 料 表	適用人員・構成比		平均給与月額	平 均 年 齢
	人	%	円	歳
全 給 料 表	57,124	100.0	382,597	41.7
行政職給料表（一）	48,115	84.2	381,580	40.5
行政職給料表（二）	5,910	10.3	378,809	51.5
医療職給料表（一）	78	0.1	921,698	51.6
医療職給料表（二）	592	1.0	408,710	46.2
医療職給料表（三）	1,730	3.0	382,530	42.9
幼稚園教育職員給料表	699	1.2	402,466	35.6

（注） 1 再任用職員、任期付職員及び区費負担の学校教育職員は含まれていない。

2 「平均給与月額」は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当等の支給総額を適用人員で除したものである。

3 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、計は必ずしも100.0とならない場合がある。

民間従業員と比較する行政職給料表（一）が適用される事務・技術職員（新卒採用職員を除く。）は31,861人（昨年31,366人）で、平均給与月額は389,674円（同393,431円）、平均年齢は40.5歳（同41.0歳）である。

また、給料月額が各級の最高号給にあり差額を支給されている者（以下「差額支給者」という。）は2,221人（同3,413人）で、平均給与月額は446,397円（同449,062円）、平均年齢は54.7歳（同53.9歳）である。

民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等

給 料	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	その他	計	平均年齢
309,991円	5,880円	5,261円	64,222円	4,306円	15円	389,674円	40.5歳

（注） 1 「その他」は、単身赴任手当（基礎額）及び寒冷地手当である（本年は、寒冷地手当の支給はない。）。

2 「計」は、支給総額を適用人員で除したものであり、各種目の合計と一致しない場合がある。

2 民間従業員の給与調査

(1) 職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、職員と民間従業員との給与の精確な比較を行うため、人事院、東京都人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」（以下「民間給与調査」という。）を実施した。調査事項は、民間従業員の本年4月分の給与支給月額、昨年8月から本年7月までの特別給（賞与）の支給状況のほか、給与改定の状況等である。

本年は、特別区内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の10,057事業所（母集団事業所）から、層化無作為抽出法によって抽出した1,148事業所を対象に実地調査を行った。そのうち、調査完了事業所は837事業所、調査実人員は54,651人であった。

(2) 調査の結果

① 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒では65.3%（昨年73.5%）、高校卒では24.5%（同24.0%）となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒では36.3%（同32.1%）、高校卒では34.4%（同41.5%）となっている。

民間における初任給の改定状況

項 目 学 歴	新規学卒者の 採 用 あ り	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採 用 な し
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	65.3%	(36.3%)	(63.0%)	(0.7%)	34.7%
高 校 卒	24.5%	(34.4%)	(64.1%)	(1.5%)	75.5%

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

3 () 内は、「新規学卒者の採用あり」を100とした割合である。

② 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、係員では28.2%（昨年26.1%）、課長級では25.0%（同20.0%）となっている。

民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の 慣 行 な し
係 員	28.2%	7.7%	0.0%	64.1%
課 長 級	25.0%	7.5%	0.0%	67.5%

定期昇給を実施した事業所の割合は、係員では86.2%（昨年82.8%）、課長級では79.4%（同75.2%）となっている。

民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定 期 昇 給 制 度 あ り	定 期 昇 給 実 施	定 期 昇 給 中 止	定 期 昇 給 制 度 な し
係 員	87.9%	86.2%	1.7%	12.1%
課 長 級	80.6%	79.4%	1.2%	19.4%

（注） ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

③ 考課査定分の配分状況

冬季賞与における考課査定分の割合は、係員では46.8%（昨年49.3%）、課長級では53.8%（同53.6%）、部長級では55.2%（同54.5%）となっている。

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級（非 役 員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
53.2%	46.8%	46.2%	53.8%	44.8%	55.2%

3 職員と民間従業員との給与の比較結果

(1) 月例給

職員と民間従業員との給与の比較は、「職員給与調査」と「民間給与調査」の結果に基づき、主な給与決定の要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分給与額を対比させる精確な比較（ラスパイレス方式）により行っている。対象職種は、行政職給料表（一）が適用される事務・技術職員と同種の仕事に就いている民間従業員である。

本年4月における職員の給与月額が389,674円、民間従業員の給与月額は383,855円となっており、職員の給与が民間従業員の給与を5,819円（1.49%）上回っている。

公民給与の比較

民間従業員	職員	公民較差
383,855 円	389,674 円	△5,819 円（△1.49%）

また、差額支給者2,221人を公民比較対象職員から除外した29,640人について、公民比較を行ったところ、本年4月における職員の給与月額は385,424円、民間従業員の給与月額は383,189円となり、職員の給与が民間従業員の給与を2,235円（0.58%）上回っている。

公民給与の比較

民間従業員	職員	公民較差
383,189 円	385,424 円	△2,235 円（△0.58%）

（注） 差額支給者を除外した数値である。

(2) 特別給

「民間給与調査」の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間従業員に支給された特別給（賞与）の平均所定内給与月額に対する支給割合は、年間4.65月分となっており、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数（4.50月。ただし、昨年の勧告は4.60月）が民間の特別給を0.15月分下回っている。

民間における特別給（賞与）の支給状況

	下 半 期	上 半 期
平均所定内給与月額	415,572 円	417,533 円
特別給の支給額	948,651 円	988,339 円
特別給の支給割合	2.28 月分	2.37 月分
特別給年間計	4.65 月分	

（注） 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは平成31年2月から令和元年7月までの期間をいう。

4 国家公務員の給与等

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告及び勧告を行い、あわせて、公務員人事管理について報告を行った。概要は以下のとおりである。

◎ 職員の給与に関する報告・勧告

◇ 給与勧告のポイント

『月例給、ボーナスともに引上げ』

- ① 民間給与との較差（0.09%）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を引上げ（0.05 月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

(1) 較差（国家公務員：行政職俸給表（一）適用職員）

民間給与	国家公務員 給 与	官 民 較 差	国家公務員 平均年齢
411,510 円	411,123 円	387 円（0.09%）	43.4 歳

(2) 給与改定の内容と考え方

① 俸給表

ア 行政職俸給表（一）

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を、2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

イ その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

② 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

③ 期末・勤勉手当

- 民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分
- 民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期
令和元年度 期末手当	1.30 月 (支給済み)	1.30 月 (改定なし)
勤勉手当	0.925月 (支給済み)	0.975月 (現行0.925月)
2 年度 期末手当	1.30 月	1.30 月
以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月

④ 実施時期

- 俸 給 表：平成31年4月1日
- 住居手当：令和2年4月1日
- 期末・勤勉手当：法律の公布日

(3) 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

◎ 公務員人事管理に関する報告

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

(1) 人材の確保及び育成

① 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

② 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

③ 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

(2) 勤務環境の整備

① 勤務時間等に関する取組

- ・本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

② ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

③ 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

(3) 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

(4) 定年の引上げ

昨年8月の人事院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

本年4月の東京都区部における消費者物価指数（総務省「消費者物価指数月報」）は、昨年4月に比べ1.3%増加している。

【P70 参考資料 3 労働経済関係資料 第20表 参照】

(2) 標準生計費

本委員会では、総務省「家計調査報告」等に基づき、特別区の標準生計費を算定している。本年4月における世帯人員別標準生計費は、次のとおりである。

世帯人員別標準生計費

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
標準生計費	142,510円	159,630円	204,900円	250,170円	295,450円

【P72 参考資料 4 生計費関係資料 第21表 参照】

6 本年の給与改定

本年は、先に述べた公民比較の結果を踏まえ、職員の給与が民間従業員の給与を上回っていた較差2,235円（0.58%）を解消するため、月例給を引き下げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。

また、特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数については、民間の特別給（賞与）の支給割合を考慮し、引上げを行うことが適当である。

改定の具体的な内容は、以下のとおりである。

(1) 改定すべき事項

① 給料表

ア 行政職給料表（一）

行政職給料表（一）の改定に当たっては、原則として全ての級及び号給について給料月額の引下げを行う。給料月額の引下げにおいては、上位職への昇任を促す観点から、全ての級において、一部号給の引下げを弱める。

初任給については、国における初任給の改定状況、民間事業所における初任給の動向を踏まえ、人材確保の観点から据え置くこととする。

なお、給料表の改定に伴う所要の調整措置として、給与条例の改正に伴い差額を支給されている職員の給料についても、その者に適用される級及び号給の改定状況を踏まえた改定を行う必要がある。

イ その他の給料表等

その他の給料表については、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定を行う。ただし、医療職給料表（一）については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わないこととする。

また、再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

② 特別給（期末手当・勤勉手当）

民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引き上げ、4.65月とする。再任用職員については、年間の支給月数を0.1月引き上げ、2.45月とする。

なお、支給月数の引上げ分については、民間の特別給における考課査定分の配分状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとする。

(2) 改定の実施方法

(1)の①については、職員の給与水準の引下げを伴う内容の改定であるため、遡及することなく、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施することが適当である。

また、4月時点で公民比較を行い、給与水準の均衡を図ることが原則であることから、遡及改定を行わない場合であっても、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分の解消を図る

ため、所要の調整を行うことが情勢適応の原則にかなうものとする。

具体的には、引下げ改定を行わない医療職給料表（一）が適用されている職員を除き、この改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分について、本年度中に支給される期末手当の額において、所要の調整を行うことが適当である。

(1)の②については、別紙第2の勧告を実施するための条例の公布の日から実施することが適当である。

(3) その他（区費負担の学校教育職員の給与制度）

区費負担の小・中学校教育職員及び区が設置する中等教育学校の教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当である。

7 給与制度における課題

特別区における給与制度は、社会一般の情勢に適応し、区民の理解を得られるものであることを前提に、職員一人ひとりの意欲を高め、組織力を最大限に引き出すものでなければならない。

本委員会は、引き続き、能力・業績の給与への的確な反映を推進していくとともに、特別区の実情や国、他の地方公共団体の状況及び民間給与との均衡を考慮し、不断の見直しを図ることが必要であるとする。今後も、給与制度全般について検討を重ね、様々な課題に取り組んでいく。

(1) 期末手当

期末手当の支給月数の配分については、国は6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分しており、特別区においても、国や他の地方公共団体の状況を考慮し検討する必要がある。また、期末手当の支給回数についても、国や他の地方公共団体はもとより、民間企業の大半が、特別給の支給回数を年2回としている状況を踏まえ、見直しをすることが必要であるとする。

(2) 勤勉手当

勤勉手当は、勤務成績に基づく適正な給与配分を通じて、職員の成果に応える制度である。各区においては、手当の配分原資確保の仕組みで

ある「一律拋出」について、職員の適用範囲を拡大してきたところである。しかし、本年においても、一部の職層に一律拋出を適用していない区が1区残っている。当該区については、能力・業績主義を一層推進するため、早急に一律拋出を適用する必要がある。

Ⅱ 人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

急速な少子高齢化の進展、人口減少等、社会情勢が刻々と変化する中、特別区では子育て支援や高齢者施策等、区民に最も身近な基礎自治体として、区民福祉の向上に向け、行政課題に取り組んできている。今後も引き続き、首都直下型地震をはじめとする災害への備え、児童相談所の開設等、複雑化・高度化する行政課題への対応が求められており、これらの課題に対応するため、組織の課題解決力を一層高めるとともに、個々の職員の意欲・能力を向上させることが求められている。

こうした中、特別区は昨年４月、人事・給与制度の抜本的な改正を行い職務・職責及び能力・業績をより一層反映させるための制度を整備した。今後は、その制度を十分に活用し、職員の能力・業績を適切に評価し、その結果を能力開発、給与等に反映することを通じ、職員の意欲・能力を最大限に引き出すとともに、組織の活性化を推進していくことが必要である。

また、生産年齢人口が減少していく中、多様で有為な人材の安定的な確保に加え、限られた職員数で複雑化・高度化する行政課題の解決や環境の変化に対応するため若年層から高齢層まで全ての職員のより一層の能力向上に努めなければならない。さらには、ワーク・ライフ・バランスの実現等、職員の働き方の多様化に対応する勤務環境の整備を行い、地方公務員を取り巻く環境の変化にも的確に対応することが必要である。

本委員会は、これからの特別区に相応しい人事・給与制度の適切な運用及びその他の人事行政全般にわたる諸課題について、不断の検証や見直しを行い、中長期的な視点に立ち、任命権者と連携しながら、引き続き検討を進めていく。

1 人事・給与制度

(1) 行政系人事・給与制度改革の状況

① 制度改革の目的と背景

行政系人事制度は同一の基本構造のまま約 30 年が経過し、主任主事職が行政系職員の半数近くに達する中、求められる職務・職責と運用の実態に乖離が見られ、その役割が実情にそぐわない面が生じていた。

また、高まる職責と給与処遇が見合わないこと等から、組織の要である係長職をはじめとした管理監督職への昇任意欲の低下も続いていた。その結果、職員構成比において、係長職より下位の職への偏りが著しく、組織力強化のためには管理監督職を担う職員の確保、育成が大きな課題となっていた。

制度改正は、複雑化・高度化する行政課題に対応する組織力の向上とともに、管理監督職の確保に向けた職員の昇任意欲を醸成するため、職務・職責に相応しい給与処遇の実現、人材活用のための弾力的な任用管理の促進により、職務・職責及び能力・業績を反映した人事・給与制度の確立を目指したものである。

② 制度改正の結果及び検証

任用面においては、職務・職責を明確化するため、係長職への昇任が前提の係長職を補佐する主任職が設置され、ライン係長の負担軽減及び職員の経験や専門性を活用するためのスタッフ型の係長職として主査が新設された。また、係長職の昇任選考を人事評価を基本にした能力実証によるものとするすることで、係長職を安定的に確保するための仕組みが整備された。

給与面においては、人事制度の見直しを契機として、職務・職責を給与により反映する観点や、昇任意欲の醸成の観点等から、給与構造・制度の再構築を行った。

制度改正を受け、任命権者が昨年及び一昨年に実施した切替えに伴う主任職昇任選考及び係長職拡充のために経験豊富な高齢層職員を対象に昨年実施した特例の係長職能力実証の結果、主任職については昨年に比べ職員割合が約1%減少し、係長職の割合は約1.5%増加となり、任命権者の取組に一定の成果が見られた。しかし、本年4月時点の職員構成比では係員・主任職が合わせて約72%、係長職が約24%、管理職が約4%となっており、この割合は制度改正前とほぼ同水準に留まっている。制度改正の趣旨である管理監督職の拡充に向けては、その割合が他団体との比較においても、まだ低い状況であり、引き続き中長期的な視野に立ち、計画的に増やしていく必要がある。

ア 任用制度

(7) 主任職の任用管理等について

任命権者においては、主任職の係長職補佐という職責や係長職への昇任が前提となる新たな位置付けを踏まえた、人事管理が求められる。そこでは、職員自身の職務遂行能力向上を図るための研修の充実や昇任意欲の醸成のために職員との面談を活用した上司による助言、指導等の取組が重要である。

また、意欲のある若年層の主任職については係長職に留まらず、その先を見据えたキャリア形成を意識させるための研修の充実や職務経験を積ませる中長期的な視点に立った任用管理を行い、管理職の拡充につなげていくことも必要である。

(イ) 係長職の拡大について

複雑化・高度化する行政課題に対応する組織力の向上を図るためには、組織の要となる係長職の確保は不可欠であり、任命権者においては豊富な行政経験を有する高齢層職員をはじめとして、意欲や能力のある職員を係長職へ任用し、人数を増やしていくことが重要である。

係長職を拡大していく際は、職責負担の適正配分に留意し、職員の昇任への不安解消へとつなげることも必要となる。

また、新設された主査を活用していく場合には、職員の経験や専門性の活用及びライン係長の負担軽減という職の趣旨を十分に踏まえることが重要である。

イ 給与制度

昨年4月、人事制度の改正に伴う給与カーブの見直しにより、級間における給与水準の重複等が改善された。

職員給与については、制度改正前と比べて、本年も引き続き1・2級において、上位級の平均給料月額との差が縮小している状況や人員分布が高位号給に偏っている状況がみられる。

また、制度改正後の職員構成は、任命権者の取組により、係長職の割合が増加しているものの、管理職の割合は増加しておらず、管

理監督職の適正な確保は、依然として緊要な課題であることから、給与面においても、その解決に資するため、更なる検討が必要である。

本委員会は、人事・給与制度の抜本的見直しの趣旨に則した運用がされているか検証し、国及び他団体との均衡を考慮するとともに、職務給原則の徹底に基づき、引き続き不断の見直しを行っていく。

ウ 今後の対応

行政系人事・給与制度改革は、職務・職責及び能力・業績を反映した人事・給与制度により、将来に渡り安定した区政運営を行うための組織力の向上とともに、管理監督職を拡充するための仕組みの整備を目指したものである。

制度改革を受け、任命権者による一定の取組が進んだものの、管理監督職の更なる拡充に向けては、引き続き係長職の人数を増やしていくとともに、そこから管理職の担い手を確保することが必要である。

任命権者においては、適正な職員構成の実現に向け、中長期的な視点に立ち、整備された仕組みを十分に活用しながら、取組を進めていく必要がある。

(2) 人材の確保

① 採用環境の変化に対応できる人材確保策

特別区に求められる役割は、少子高齢化の進行、地方分権の推進等を受け、これまで以上に多様化している。一方、採用環境は、若年人口の減少、民間企業や他団体における採用活動の活発化等を背景に、依然として厳しい状況が続いている。

また、民間企業の採用については、産学の連携によるこれまでの新卒一括採用を含め複線的で多様な採用形態への移行に向けた検討、政府による学生の就職・採用活動の日程、いわゆる就活ルールを検討がされている。

さらに、近年、若者は就職先を選択するにあたって、給与水準だけでなく、仕事のやりがい、家庭や私生活との両立、職場のコンプライ

アンス等に大きな関心をもっている。

これらを踏まえながら、特別区が求められる役割を果たすため、関係機関が十分に連携しながら、「自ら考え行動する人材」を安定的に確保できる採用制度に向けた検討、取組が必要である。

また、区民の行政ニーズの増大・多様化、生産年齢人口の減少に伴う恒常的な人材不足、若者の意識の変化や近年のA I、R P A（ロボットによるデスクワークの代行・自動化、Robotic Process Automationの略）の技術革新等、特別区を取り巻く状況が大きく変化していくことを見据え、将来の特別区における住民サービス提供や組織・職員構成のあり方、それに相応しい職員像や試験・選考方法を研究していくことも必要である。

今年度、経験者採用制度については、制度をこれまで以上に活用し、より有為な人材を確保するため、受験資格年齢の拡大及び採用区分の見直しがされた。加えて、児童相談所等の円滑な開設・運営に向けた体制の強化を図るため、児童相談所等での経験を求める採用制度が新設された。経験者採用制度では、申込者数が昨年度よりも全体で46%増加したが、児童相談所等での経験を求める採用制度では、申込者数が、採用予定者数に達しなかった。

本委員会は、今年度の受験状況等の結果を検証し、児童相談所等での経験を求める採用制度の受験資格の見直し等に向けた必要な対応を図っていく。

また、技術系職種については、依然として、受験者の確保が困難な状況が続いている。特に、今年度、土木造園（土木）及び建築の試験区分における民間企業志望者等でも受験しやすい試験方式（以下「土木・建築新方式」という。）では試験日程を春季に前倒して実施したが、受験率は上昇したものの、最終合格倍率は横ばいの状況であり、その効果は限定的であった。

本委員会は、技術系職種の現状を十分に把握した上で、採用試験等における専門性の担保も含め、土木・建築新方式の継続の是非をはじめとする技術系職種における今後の試験のあり方を検証していく。

障害者の採用については、昨年度から、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正の趣旨に基づき、知的障害者及び精神障害者を対象に加え実施している。また、今年度採用された職員について、様々な部署に配属され、ほぼ全ての職員が引き続いて働いている状況が確認できている。

本委員会は、引き続き、受験状況、配置状況等を検証し、選考方法のあり方を検討していく。あわせて、採用された職員の能力が発揮されるよう、任命権者において実践している合理的配慮の内容を共有していく。

② 採用PR等の戦略的な展開

有為な人材を確保するには、関係機関が十分に連携し、特別区の魅力をPRすることが重要である。また、PRでは、特別区が真にやりがいや使命感をもって働ける場であることを伝える必要がある。加えて、仕事への意識において、ワーク・ライフ・バランスへの関心の高まりを踏まえ、特別区における仕事と家庭の両立支援等の取組を伝えることが重要である。さらに、各採用制度の受験者層に合わせた手法の検討も必要である。

本委員会は、学校説明会への積極的な参加、SNSを活用したPR活動を引き続き実施するとともに、新たな取組として、経験者採用を対象としたイベントに参加している。加えて、多くの受験者が受験のきっかけとしている、ホームページの更なる充実を図り、スマートフォンに対応した画面を作成する予定である。

任命権者と連携した取組として、23区合同説明会の開催を前倒し、特別区の魅力を早期に伝える試みの実施、学校説明会に特別区職員の同席を求める機会を増やし、受験を考えている者が、より採用後をイメージしやすい取組を推進していく。それには、インターンシップの取組も有効である。

引き続き、これらを通じ、任命権者と連携しながら、合格者への情報提供・魅力発信の場の拡充に努め、採用辞退率の引下げに取り組んでいく。

(3) 人材の育成

① 人事評価制度の適切な運用

人事評価制度は能力・実績に基づく人事管理を徹底し、より高い能力を持った公務員を育成することで、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図ることが目的である。

平成28年4月の改正地方公務員法の施行から3年が経過し、人事評価制度が全ての区で導入されている特別区では、現在は、制度の理念実現に向け、評価結果のより一層の活用が求められている。

しかし、昨年度に本委員会が実施した調査によると各区の活用状況は、昇給や勤勉手当に対しては全区が活用しているが、一部の区において、評価基準が公表されていない、評価結果に対する本人開示制度の活用が不十分、評価結果と人材育成が連携していない、昇任について定期評価を活用していないなど、不十分な運用実態がみられた。

本委員会は、人事評価は人事管理の原点という認識を持ち、任命権者が制度の趣旨を踏まえ、評価制度をより公平性・納得性の高いものとするとともに、任用面及び給与面への更なる活用を通じて、人材育成や組織体制の強化へつなげる取組とする必要があると考える。

任命権者においては、人事評価制度をより公平性・納得性の高いものとするために、研修をはじめとした評価者訓練の拡充、評価者手引の見直し等、評価者の評価能力や技術の向上を図る取組をより一層充実させる必要がある。また、人事評価を通じたマネジメントの実践により、人材育成や組織体制の強化へつなげていくためには、毎年度計画的な実施、活用状況の把握、効果の分析・検証を通じた不断の見直しが求められる。

なお、職員・評価者に対しては、制度導入から3年が経過したことを踏まえ、定着度合や制度に対する疑問や意見、要望を把握するためのアンケート調査等を実施し、その結果を共有することで、制度への理解促進や公平性・納得性を高めていくことも重要である。

② 若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成

特別区の職員構成における若年層職員の割合は約40%と高い割合を

占めており、経験豊富な高齢層職員の大量退職が続く中、任命権者においては今後の実務の中心を担う職員を組織的かつ計画的に育成することが求められる。

若年層職員は仕事への意識において、やりがいや仕事を通じての自身の成長を望む一方で、自身の能力の強みや将来のキャリア形成、仕事と家庭の両立等について具体的なイメージを持たず、不安を抱えている者もいると考えられる。

そこで、若年層職員の仕事への意識を踏まえ、任命権者における人材育成においては、上司との面談を通じて自身の強みや適性を自覚させる契機とするとともに、計画的な研修や幅広い業務経験を積ませるジョブローテーションにより、キャリアパスを意識させる取組を行うことも重要である。

③ 管理監督職を担う者の人材育成

特別区の職員構成において、30歳台中盤から40歳台中盤の職員数は他世代と比べ、数が少なく、管理監督職も少ない状況である。今後も、管理監督職の多数を占める高齢層職員の一定数が管理職として再任用又は定年の引上げがなされる見込みであり、将来的に組織活力が低下することのないようにしなければならない。

そのため、任命権者においては、管理監督職を担う人材を育成し、増やしていくために、中長期的な視点に立ち、計画的な取組をする必要がある。そこでは、制度改正を経て、新たな職の位置付けがされた主任職及び主査職の活用に加え、育児や介護等で昇任を断念していた職員への意欲喚起が必要となる。

主任職においては、係長職への昇任準備期間として、必要な職務経験や能力を得られるような職場配置や研修を充実させることで、昇任への不安軽減を図る。主査職へ任用する場合には、係長職の代理を担うことで、早期からの実務を通じたマネジメント能力向上を図る機会とすることが重要である。また、育児や介護等で、昇任を断念していた職員に対しては、時差出勤の活用や介護休暇取得等、より働きやすい勤務環境を整備していくことで、昇任への門戸を広げ、管理監督職

を担う人材として掘り起こす必要がある。このような取組により、意欲や能力のある職員を管理監督職を担う人材として計画的に育成していくことが求められる。

(4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

昨年8月に、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行い、本年の勧告においても引き続き、改めての要請として同内容の意見を述べている。また、本年6月に政府は経済財政運営と改革の基本方針2019の中で、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討すると述べており、定年の段階的な引上げをはじめとした高齢者の雇用促進の検討は今後、一層進んでいくことが想定される。

特別区では前年度末退職者のうち、新規再任用職員となる者の割合は約82%となり、そのうちフルタイム勤務職員は約68%を占める。この割合は年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴い年々増加している状況である。

任命権者においては、再任用職員の豊富な行政経験や専門性の有効活用に加え、その技術や知識が次代を担う職員に継承されていくよう、人事管理を進める必要がある。

現在、多くの区において再任用管理職が活用されており、管理職におけるフルタイム勤務職員の割合は約13%を占めている。今後も、管理職の割合が高い高齢層職員の退職が続くことから、一定数の再任用管理職が発生する状況は想定される。任命権者においては再任用管理職を活用する場合は、次代を担う職員の昇任機会の確保と再任用管理職のポスト管理を併せて検討することが求められる。

本委員会は、引き続き国の定年の引上げ等に関する検討状況や他の地方公共団体及び民間の動向を注視していくとともに、特別区の実態を踏まえつつ、任命権者と連携して検討を進めていく。

(5) 会計年度任用職員等への対応

平成29年に成立した地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により新たに制度化された会計年度任用職員は、一般職の地方公務員

として位置付けられることとなった。

本委員会は、昨年度、会計年度任用職員等に関する採用方法、職種、採用選考権限の委任等の任用に関する根本基準、基本的事項に関し、一般基準及び運用通知等を定め、法改正の趣旨を踏まえ、各区において制度の根幹に関して統一的な運用が行われるよう規定整備を進めてきた。そして、現在、来年4月の制度開始に向けて、各区の条例規則の改正に係る承認申請等に対応しており、任命権者においては、必要な準備を遺漏なく進めることが肝要である。

本委員会は、新制度開始後において、服務規律や任用要件の厳格化とともに期末手当の支給等に関する規定整備を図った法改正の趣旨に沿い、適正な制度の運用がなされるよう、実態把握に努めていく。

(6) 保育教諭等への対応

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、園長及び保育教諭（以下「保育教諭等」という。）の職が幼保連携型認定こども園に必置の職として位置付けられている。

任命権者においては、「保育教諭等の恒久的な任用等のあり方検討部会」の最終報告書において、令和2年度からの対応として、保育教諭等の職は暫定的に幼稚園教諭又は保育士による兼職で対応するが、恒久的な人事制度については、各区の意向や国・他団体の動向を十分に踏まえ、引き続き検討を行うこととした。

また、最終報告書では、現行の兼職による対応の課題として、幼保連携型認定こども園長の職に管理職と係長級が混在していること、勤務条件が異なる職員が同様の業務に従事していること等が挙げられており、解決の方策として、各区共通の一定の方向性を定めることを視野に検討をしていくこととしている。

本委員会としては、保育教諭等という新たな職のあり方を統一的に整理するための検討を加速させることが必要であり、任命権者の検討状況について、引き続き注視していく。

2 勤務環境の整備等

国は、本年4月より順次施行されている働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための取組を通じて、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革に着手している。

特別区においても、超過勤務の上限時間の設定等、更なる勤務環境の整備を進めている。

勤務環境は、執務室の設備をはじめ、服務に関する各種制度、職場の人間関係や組織体制、業務量等、様々な要素により成り立っており、そこで働く人に与える影響も大きい。職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、意欲的に仕事に取り組むことのできる環境を整備することは、組織にとって重要な課題である。

(1) 仕事と家庭の両立支援と多様で柔軟な働き方

国の働き方改革実行計画では、育児・介護の負担が女性に偏っている現状や男性が希望しても実際には育児休業の取得等が進まない実態を踏まえ、男性の育児参加を徹底的に促進するためあらゆる政策を動員する、とされている。

地方公務員に関しては、第4次男女共同参画基本計画において、男性職員の育児休業について令和2年度までに13.0%の取得率とすることを目標として掲げている。本委員会が実施した勤務環境の状況についての調査（以下「勤務環境調査」という。）では、平成30年度における特別区全体での男性職員の取得率は13.0%と、前年度の10.3%から増加した。各区においては、更なる取得率の向上を目指すとともに、取得期間の拡充にも留意し、引き続き仕事と育児を両立できる環境の整備に努められたい。

育児のほかにも、介護や病気の治療等、様々な局面において働き続けることのできる環境を整備するためには、休暇等を取得しやすい環境をつくるだけでなく、働き方の選択肢を増やすことも重要である。

特別区においても、時差勤務制度をはじめとした取組が広がってきて

いるところであるが、制度を必要とする職員の状況や各区の実情に合わせた実効性のある制度となるよう検討を進められたい。

(2) 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

長時間労働は、健康保持や仕事と家庭の両立を困難にする要因の一つであり、本委員会はいまでも意見の中で、繰り返し長時間労働の是正について言及してきた。さらに、労働基準監督機関の職権行使の際に、時間外・休日労働に関する協定が未締結の事業場がある区に対して、速やかに締結するよう指導してきたところである。その結果、現在、22区において本委員会に協定の届出が必要な事業場との締結を完了させている。一方、勤務環境調査等によると、例年、同一の部署で、月100時間以上の超過勤務が、いずれの区においても発生しており、中には、月200時間以上の超過勤務を行っている職員もみられるなど、看過できない状況となっている。

本年4月に施行された改正労働基準法では、時間外労働の時間数について、新たに罰則付きの上限規制が設けられた。また、各区規則等においても、超過勤務時間数の上限が、原則、月45時間、年360時間と規定されたところである。様々な行政課題に的確に対応するには、正規の勤務時間内では業務が完結しない場合もありうる。しかし、その場合においても、一部の職員に業務が集中し、上限時間を超えることがないよう対策を講ずる必要がある。

また、労働安全衛生法の改正により、適切な方法で職員の労働時間を把握することや、1か月当たりの超過勤務時間数が80時間を超えた者に対し、速やかにその時間数を通知することが義務づけられた。医師による面接指導の対象となる者の超過勤務時間数についても、1か月当たり80時間を超えた場合に引き下げられた。これらは、管理職員及び教員も含めた全ての職員が対象である。過重労働による健康障害を防止するため、確実にこれらの措置を実施していくことが求められる。

長時間労働となっている職員は、休暇の取得日数も少ない傾向にある。業務量や職場体制により休暇の取得をためらうということがないよう、確実に休暇を取得できるような職場づくりを進められたい。

(3) メンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルス対策では、予防措置や、早期に発見し対応することが重要であるが、不調の初期段階は、表面上、周囲にはわかり難い場合も多く、また、本人も気付いていないことがある。業務の細分化やIT化が進んだことにより、個人で仕事をするが増えているが、管理監督者だけではなく、職員同士でも互いの変化に気付けるよう、打合せの場を活用するなどし、日頃から職場内のコミュニケーションを活発にしておくことが大切である。

また、各区において設置されている相談窓口について、本人や上司が早い段階で十分に活用できるよう、区のメンタルヘルス対策方針や相談窓口を定期的に周知するなどの対応も必要である。

さらに、不調者が発生し長期化した場合は、周囲の負担も大きくなることから、本人だけでなく、職場への支援も必要である。人事労務担当部署においては、定期的に上司や同僚の状況を確認し、周囲の職員が過度なストレスを感じることがないように、産業医による相談や人員配置といった対策も実施していく必要がある。

(4) ハラスメント防止対策

各区ではこれまでも相談窓口の設置や研修の実施等、ハラスメント対策に取り組んでいるところであるが、勤務環境調査によると、ハラスメントに関する昨年度の相談件数は166件と前年度から25件増加している。

ハラスメントを発生させないために、管理監督者をはじめ、職員に対して繰り返し啓発等を行っていく必要がある。

本年5月、職場のハラスメント対策の強化を柱とした改正労働施策総合推進法が成立し、パワー・ハラスメント等のハラスメントは「行ってはならない」と明記され、事業主に対しては防止対策を取ることが法律上義務付けられた。これを受け、パワー・ハラスメントについては、事業者相談者のプライバシー保護の徹底を求めるとともに今後、パワー・ハラスメントに該当する具体的な言動が指針として示される予定である。

公務職場においても法改正の趣旨を踏まえ、管理監督職を中心にハラ

メントが発生しにくい職場環境づくりに努める必要があり、ハラスメントを個人の問題とせず、組織の問題として捉え、対応していくことが求められる。

職場環境の悪化は、職員の活力や職務能率を低下させるものである。職員がその能力を十分に発揮し、安心して健康に働き続けられるよう、職場環境の改善、向上に努められたい。

3 区民からの信頼の確保

公務員全体に厳しい目が向けられている中、多くの職員が区民の信託に応えるべく日々職務に精励している。しかし、一方で、一部の職員による、横領等の公務内外における非行事件や、文書の誤送付、個人情報の漏洩等の不適切な事務処理もなお散見されている。これらの不祥事は、公務に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害し、特別区の使命である、区民に対する適時適切な行政サービスの提供を阻む要因となりかねない。

業務が多様化、細分化、かつ複雑化し、その量が増大し続ける中、特別区の使命を果たすためには、業務プロセスの可視化、効率化、役割分担や責任の明確化を図り、職員一人ひとりが職務に全力を傾注し、職責を全うすることができるような職場環境を整備することが不可欠である。

任命権者に対しては、そのような職場環境の整備に努め、これを管理監督者が適切に運用していくことで、不祥事を発生させない仕組みを構築することが求められている。また、日頃から、迅速かつ的確な情報開示を行うことや、危機管理体制の強化に努めることが肝要である。

あわせて、あらゆる機会を捉え、かつ、継続的に職員の意識啓発を行い、職員一人ひとりが、全体の奉仕者であることを自覚し、高い遵法意識と倫理感、さらには強い使命感を持って、公正かつ誠実に職務を遂行することでその職責を果たし、もって、区民からの信頼が確保されるよう努められたい。

Ⅲ 本年の公民較差算出とその経緯

昨年、本委員会は、月例給について職員給与が民間給与を9,671円上回っていたため、月例給を引き下げることとし、給料表を改定することが適当であると判断し、給料月額を引き下げる内容の給料表改定を勧告した。

昨年のマイナス較差の要因としては、昨年4月に「管理監督職の適正な確保」や「職務・職責に相応しい給与処遇の実現」等を目的とした行政系人事・給与制度の改正を実施し、職層が8層制から6層制に変わったことや、過去の級格付制度による昇格者を本来の職に応じた級へ切り替えたこと等による、職員構成や給与実態等の変化の影響がある。

具体的には、

- ①制度改正による給料表の改定に伴う切替えに際して下位の級の最高号給に切り替わったが昇任せずにその級に留まった職員に対して、切替前の給料月額との差額を加えて最高号給を超える給料月額を支給するなどの措置を講じたことにより、差額支給者が多数生じたこと
 - ②上記切替えにあたり、直近上位の額の号給への切替えと、新旧給料表における昇格時対応号給の差異による追い越しが生じないように直近上位の額となる切替後の号給を調整（在職者調整）した者が多数生じたこと
 - ③職務の級の改編により、一部の級において、公民比較における民間の比較対応が従前と変わったこと
- が大きな要因になっていると考えられる。

この結果、公民比較において職員給与が相対的に高くなり、上述の給料表改定を勧告することとなった。

昨年の勧告を受け、任命権者は、

- ・今回の職員構成の変化は、「抜本的な制度改正の過渡期に生じた一過性の歪み」が主な要因であること
- ・国や他団体の給与水準等との均衡
- ・優秀な人材の確保や社会経済情勢に与える影響

等を理由に改定を実施せず、あわせて「制度の改正の過渡期における職員構成等の一過性の歪み」を十分に斟酌した公民比較方法の検討を本委員会に要望するとともに、「適正な職員構成の達成に向け、万策を尽くしている」

とした。

その後、本年4月1日時点で、公民比較対象職員のうち差額支給者は、退職や昇任等により、昨年と比べて1級職が628人減の741人に、2級職が556人減の1,464人と大幅に減少した。

また、職員構成については、5級以上の管理職の割合は5.8%と制度改革以前と変わらず、2級以下の職員の割合は68.5%と昨年よりは減少しているものの、改正前の66.2%より依然として高く、制度改革の目指した職員構成の実現にはなお時間を要する見込みであるが、3級の係長・主査の割合は、各区の取組により昨年の17.6%から19.2%に改善した。

この結果、本年の公民較差は△5,819円となった。

しかし、差額支給者は、抜本的な制度改革の結果、給料月額が各級の最高号給の金額を超えて差額を支給されている職員であり、その人数はなお2,221人（公民比較対象職員の7.0%）に上る。その内訳は、50歳台後半の職員が多いものの、1級職では40歳台から50歳台前半の職員も少なくない。

その着実な解消が求められるところであるが、これは、任用面において解消すべきものであり、給料表改定において、職員全体で解消することは適当でないと判断した。

これらの状況を総合的に勘案し、本年の勧告においては、特例的な措置として、差額支給者を公民比較から除外して算出した公民較差△2,235円を解消する内容の給料表改定を勧告することとする。

なお、この措置は、あくまでも公民較差算出における特例的な措置であり、任命権者においては、引き続き管理監督職の適正な確保等、制度改革の目的の実現に向け、必要な措置を講じられたい。

IV 勧告実施の要請

本委員会の給与勧告は、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するためのものである。

議会及び区長におかれては、人事委員会勧告制度の意義に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第2

勧 告

本委員会は、職員の給与について、以下のとおり勧告する。

1 給料表

職員の給料表を別記のとおり改定すること。

2 勤勉手当

勤勉手当の年間支給月数を、職員の区分に応じて次のとおり改定すること。

なお、本年度の支給に当たっては、本年度中に支給される勤勉手当の支給月数を改定し、同様の年間支給月数とすること。

(1) 管理職員以外の職員

勤勉手当の年間支給月数を2.05月とすること。

再任用職員については、勤勉手当の年間支給月数を1.0月とすること。

(2) 管理職員

勤勉手当の年間支給月数を2.45月とすること。

再任用職員については、勤勉手当の年間支給月数を1.2月とすること。

3 改定の実施時期等

1については、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。なお、平成31年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、所要の調整措置を講ずること。

2については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

別記

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	142,500	196,700	226,600	253,100	283,900	368,900
	2	143,600	198,300	228,700	255,400	286,400	371,700
	3	144,700	199,900	230,800	257,700	288,900	374,500
	4	145,900	201,400	232,900	260,000	291,400	377,300
	5	147,100	203,000	234,900	262,300	293,900	380,100
	6	148,300	204,700	237,000	264,600	296,400	382,800
	7	149,500	206,300	239,100	266,900	298,900	385,600
	8	150,700	208,000	241,200	269,200	301,500	388,400
	9	151,900	209,800	243,200	271,500	304,100	391,200
	10	153,100	211,500	245,300	273,800	306,700	394,000
	11	154,400	213,300	247,400	276,100	309,200	396,900
	12	155,700	215,200	249,600	278,400	311,800	399,800
	13	157,000	217,000	251,700	280,700	314,400	402,600
	14	158,400	218,900	253,900	283,000	317,000	405,500
	15	159,800	220,800	256,100	285,200	319,600	408,400
	16	161,200	222,600	258,300	287,600	322,200	411,300
	17	162,700	224,500	260,500	290,000	324,800	414,200
	18	164,300	226,400	262,700	292,400	327,400	417,100
	19	166,000	228,300	264,900	294,800	330,000	420,100
	20	167,800	230,300	267,100	297,200	332,700	423,100
	21	169,600	232,300	269,400	299,600	335,300	426,000
	22	171,400	234,200	271,700	302,000	338,000	429,000
	23	173,200	236,200	274,000	304,400	340,700	432,100
	24	175,000	238,200	276,300	306,800	343,400	435,100
	25	176,800	240,200	278,500	309,100	346,100	438,100
	26	178,600	242,200	280,800	311,500	348,800	441,000
	27	180,400	244,200	283,200	314,000	351,500	444,000
	28	182,100	246,300	285,600	316,500	354,200	446,900
	29	183,700	248,300	288,000	319,000	356,900	449,700
	30	184,900	250,400	290,300	321,500	359,700	452,500
	31	186,000	252,500	292,700	324,000	362,500	455,200
	32	187,100	254,600	295,000	326,400	365,300	457,700
	33	188,200	256,800	297,300	328,700	368,100	460,200
	34	189,400	258,900	299,500	331,100	370,800	462,600
	35	190,700	261,000	301,800	333,500	373,500	464,800
	36	192,100	263,100	304,100	335,900	376,200	467,000
	37	193,600	265,200	306,400	338,200	378,900	469,000
	38	195,300	267,200	308,600	340,600	381,600	471,000
	39	197,000	269,300	310,700	343,000	384,100	472,800
	40	198,700	271,400	312,900	345,300	386,700	474,600

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	41	200,400	273,400	315,100	347,500	389,300	476,200
	42	202,200	275,300	317,300	349,800	391,900	477,800
	43	204,000	277,300	319,300	352,100	394,300	479,200
	44	205,900	279,300	321,400	354,300	396,800	480,700
	45	207,800	281,300	323,500	356,500	399,200	482,000
	46	209,600	283,100	325,600	358,700	401,600	483,400
	47	211,500	285,000	327,600	360,900	403,800	484,600
	48	213,300	286,900	329,700	363,000	406,000	485,900
	49	215,200	288,800	331,700	365,000	408,100	487,000
	50	217,000	290,600	333,700	367,100	410,100	488,200
	51	218,900	292,400	335,600	369,100	411,900	489,200
	52	220,700	294,200	337,600	371,100	413,700	490,300
	53	222,600	295,900	339,600	373,100	415,400	491,300
	54	224,400	297,700	341,600	375,000	416,900	492,300
	55	226,300	299,500	343,500	376,900	418,400	493,200
	56	228,200	301,100	345,300	378,700	419,800	494,100
	57	230,000	302,800	347,200	380,500	421,000	494,900
	58	231,800	304,500	349,100	382,300	422,200	495,700
	59	233,600	306,100	350,800	384,000	423,300	496,500
	60	235,400	307,800	352,600	385,700	424,200	497,200
	61	237,200	309,400	354,400	387,200	425,200	497,900
	62	238,900	310,900	356,100	388,800	426,100	498,600
	63	240,700	312,500	357,800	390,300	426,900	499,300
	64	242,500	314,100	359,500	391,700	427,700	499,900
	65	244,300	315,600	361,100	393,000	428,500	500,500
	66	246,100	317,100	362,800	394,100	429,200	501,100
	67	247,900	318,600	364,400	395,200	430,000	501,600
	68	249,600	320,000	365,900	396,200	430,700	502,100
	69	251,300	321,500	367,400	397,200	431,300	502,600
	70	252,900	322,900	368,900	398,000	432,000	503,100
	71	254,600	324,300	370,300	398,900	432,600	503,600
	72	256,300	325,600	371,600	399,700	433,200	504,100
	73	258,000	326,900	372,900	400,500	433,700	504,600
	74	259,700	328,100	374,100	401,200	434,300	505,100
	75	261,400	329,300	375,200	402,000	434,800	505,600
	76	263,000	330,400	376,100	402,700	435,400	506,100
	77	264,600	331,500	377,100	403,400	436,000	506,600
	78	266,100	332,600	378,000	404,000	436,600	507,100
	79	267,700	333,600	378,900	404,700	437,200	507,600
	80	269,300	334,600	379,600	405,300	437,700	508,100

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	81	270,900	335,400	380,400	405,900	438,200	508,600
	82	272,500	336,300	381,200	406,400	438,700	509,100
	83	274,100	337,100	381,900	407,000	439,200	509,600
	84	275,600	337,900	382,500	407,500	439,700	510,100
	85	277,100	338,500	383,200	408,000	440,200	510,600
	86	278,500	339,200	383,800	408,400	440,700	511,100
	87	280,000	339,800	384,400	408,900	441,200	511,600
	88	281,400	340,400	384,900	409,400	441,700	512,100
	89	282,800	341,000	385,400	409,800	442,200	512,600
	90	284,200	341,600	385,900	410,300	442,700	
	91	285,600	342,200	386,400	410,800	443,200	
	92	286,800	342,700	386,900	411,200	443,700	
	93	288,100	343,200	387,400	411,700	444,100	
	94	289,400	343,700	387,900	412,200	444,600	
	95	290,700	344,200	388,400	412,700	445,100	
	96	291,800	344,700	388,900	413,100	445,600	
	97	293,000	345,200	389,400	413,500	446,100	
	98	294,200	345,700	389,900	413,900	446,600	
	99	295,400	346,200	390,400	414,300	447,100	
	100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600	
	101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100	
	102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600	
	103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100	
	104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600	
	105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100	
	106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600	
	107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100	
	108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600	
	109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100	
	110	306,200	351,100	395,200	418,700		
	111	307,000	351,500	395,600	419,100		
	112	307,800	351,900	396,000	419,500		
	113	308,400	352,300	396,400	419,900		
	114	309,100	352,700	396,800	420,300		
	115	309,700	353,100	397,200	420,700		
	116	310,300	353,500	397,600	421,100		
	117	310,800	353,900	398,000	421,500		
	118	311,300	354,300	398,400	421,900		
	119	311,700	354,700	398,800	422,300		
	120	312,100	355,100	399,200	422,700		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	121	312,400	355,500	399,600	423,100		
	122	312,800		400,000	423,500		
	123	313,200		400,400	423,900		
	124	313,600		400,800	424,300		
	125	314,000		401,200	424,700		
	126	314,300		401,600	425,100		
	127	314,700		402,000	425,500		
	128	315,100		402,400	425,900		
	129	315,500		402,800	426,300		
	130	315,900		403,200			
	131	316,300		403,600			
	132	316,700		404,000			
	133	317,000		404,400			
	134	317,400					
	135	317,700					
	136	318,000					
	137	318,300					
	138	318,600					
	139	318,900					
	140	319,200					
	141	319,500					
	142	319,800					
	143	320,100					
	144	320,400					
	145	320,700					
	146	321,000					
	147	321,300					
	148	321,600					
	149	321,900					
再任用 職員		197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600

医 療 職 給 料 表 (二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	143,200	198,100	227,100	253,600	283,900
	2	144,400	199,700	229,200	255,700	286,400
	3	145,600	201,300	231,300	257,900	288,900
	4	146,800	202,800	233,400	260,100	291,400
	5	148,000	204,400	235,400	262,400	293,900
	6	149,300	206,000	237,500	264,700	296,400
	7	150,600	207,500	239,600	267,000	298,900
	8	151,900	209,100	241,700	269,300	301,500
	9	153,200	210,700	243,700	271,600	304,100
	10	154,600	212,300	245,800	273,900	306,700
	11	156,000	214,000	247,900	276,200	309,200
	12	157,400	215,800	250,000	278,500	311,800
	13	158,800	217,500	252,000	280,800	314,400
	14	160,200	219,300	254,100	283,100	317,000
	15	161,600	221,200	256,300	285,300	319,600
	16	163,100	223,000	258,500	287,700	322,200
	17	164,700	224,900	260,700	290,100	324,800
	18	166,400	226,800	262,900	292,500	327,400
	19	168,100	228,700	265,100	294,900	330,000
	20	169,900	230,700	267,300	297,300	332,700
	21	171,700	232,700	269,600	299,700	335,300
	22	173,400	234,600	271,900	302,100	338,000
	23	175,100	236,600	274,200	304,500	340,700
	24	176,800	238,600	276,500	306,900	343,400
	25	178,400	240,600	278,700	309,200	346,100
	26	180,000	242,600	281,000	311,600	348,800
	27	181,600	244,600	283,400	314,100	351,500
	28	183,200	246,700	285,800	316,600	354,200
	29	184,800	248,700	288,200	319,100	356,900
	30	186,000	250,800	290,400	321,600	359,700
	31	187,200	252,900	292,700	324,100	362,500
	32	188,400	255,000	295,000	326,500	365,300
	33	189,700	257,100	297,300	328,800	368,100
	34	191,100	259,100	299,500	331,200	370,800
	35	192,500	261,200	301,800	333,600	373,500
	36	193,900	263,300	304,100	336,000	376,200
	37	195,400	265,400	306,400	338,300	378,900
	38	197,000	267,400	308,600	340,700	381,600
	39	198,600	269,400	310,700	343,000	384,100
	40	200,200	271,400	312,900	345,300	386,700

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	201,700	273,400	315,100	347,500	389,300
	42	203,400	275,300	317,300	349,800	391,900
	43	205,100	277,300	319,300	352,100	394,300
	44	206,900	279,300	321,400	354,300	396,800
	45	208,700	281,300	323,500	356,500	399,200
	46	210,400	283,100	325,600	358,700	401,600
	47	212,300	285,000	327,600	360,900	403,800
	48	214,100	286,900	329,700	363,000	406,000
	49	216,000	288,800	331,700	365,000	408,100
	50	217,800	290,600	333,700	367,100	410,100
	51	219,700	292,400	335,600	369,100	411,900
	52	221,500	294,200	337,600	371,100	413,700
	53	223,400	295,900	339,600	373,100	415,400
	54	225,200	297,700	341,600	375,000	416,900
	55	227,100	299,500	343,500	376,900	418,400
	56	229,000	301,100	345,300	378,700	419,800
	57	230,800	302,800	347,200	380,500	421,000
	58	232,600	304,500	349,100	382,300	422,200
	59	234,400	306,100	350,800	384,000	423,300
	60	236,200	307,800	352,600	385,700	424,200
	61	238,000	309,400	354,400	387,200	425,200
	62	239,700	310,900	356,100	388,800	426,100
	63	241,500	312,500	357,800	390,300	426,900
	64	243,300	314,100	359,500	391,700	427,700
	65	245,100	315,600	361,100	393,000	428,500
	66	246,900	317,100	362,800	394,100	429,200
	67	248,700	318,600	364,400	395,200	430,000
	68	250,400	320,000	365,900	396,200	430,700
	69	252,100	321,500	367,400	397,200	431,300
	70	253,700	322,900	368,900	398,000	432,000
	71	255,400	324,300	370,300	398,900	432,600
	72	257,100	325,600	371,600	399,700	433,200
	73	258,800	326,900	372,900	400,500	433,700
	74	260,500	328,100	374,100	401,200	434,300
	75	262,100	329,300	375,200	402,000	434,800
	76	263,700	330,400	376,100	402,700	435,400
	77	265,300	331,500	377,100	403,400	436,000
	78	266,800	332,600	378,000	404,000	436,600
	79	268,400	333,600	378,900	404,700	437,200
	80	269,900	334,600	379,600	405,300	437,700

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	271,400	335,400	380,400	405,900	438,200
	82	272,900	336,300	381,200	406,400	438,700
	83	274,400	337,100	381,900	407,000	439,200
	84	275,900	337,900	382,500	407,500	439,700
	85	277,400	338,500	383,200	408,000	440,200
	86	278,800	339,200	383,800	408,400	440,700
	87	280,300	339,800	384,400	408,900	441,200
	88	281,700	340,400	384,900	409,400	441,700
	89	283,100	341,000	385,400	409,800	442,200
	90	284,500	341,600	385,900	410,300	442,700
	91	285,800	342,200	386,400	410,800	443,200
	92	287,000	342,700	386,900	411,200	443,700
	93	288,300	343,200	387,400	411,700	444,100
	94	289,600	343,700	387,900	412,200	444,600
	95	290,800	344,200	388,400	412,700	445,100
	96	291,900	344,700	388,900	413,100	445,600
	97	293,100	345,200	389,400	413,500	446,100
	98	294,300	345,700	389,900	413,900	446,600
	99	295,500	346,200	390,400	414,300	447,100
	100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600
	101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100
	102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600
	103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100
	104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600
	105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100
	106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600
	107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100
	108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600
	109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100
	110	306,200	351,100	395,200	418,700	
	111	307,000	351,500	395,600	419,100	
	112	307,800	351,900	396,000	419,500	
	113	308,400	352,300	396,400	419,900	
	114	309,100	352,700	396,800	420,300	
	115	309,700	353,100	397,200	420,700	
	116	310,300	353,500	397,600	421,100	
	117	310,800	353,900	398,000	421,500	
	118	311,300		398,400		
	119	311,700		398,800		
	120	312,100		399,200		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円
	121	312,400		399,600		
	122	312,800		400,000		
	123	313,200		400,400		
	124	313,600		400,800		
	125	314,000		401,200		
	126	314,300		401,600		
	127	314,700		402,000		
	128	315,100		402,400		
	129	315,500		402,800		
	130	315,900		403,200		
	131	316,300		403,600		
	132	316,700		404,000		
	133	317,000		404,400		
	134	317,400				
	135	317,700				
	136	318,000				
	137	318,300				
	138	318,600				
	139	318,900				
	140	319,200				
	141	319,500				
	142	319,800				
	143	320,100				
	144	320,400				
	145	320,700				
再任用 職員		199,800	233,600	269,400	287,000	311,600

医 療 職 給 料 表 (三)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	154,900	201,600	228,200	254,200	283,900
	2	156,400	202,900	230,200	256,400	286,400
	3	157,900	204,200	232,200	258,700	288,900
	4	159,400	205,400	234,200	261,000	291,400
	5	160,900	206,800	236,100	263,300	293,900
	6	162,400	208,200	238,100	265,600	296,400
	7	163,900	209,500	240,200	267,900	298,900
	8	165,400	211,000	242,300	270,200	301,500
	9	166,900	212,500	244,300	272,500	304,100
	10	168,400	213,900	246,400	274,800	306,700
	11	169,900	215,400	248,500	277,100	309,200
	12	171,400	217,000	250,600	279,400	311,800
	13	172,900	218,600	252,600	281,700	314,400
	14	174,300	220,400	254,700	284,000	317,000
	15	175,700	222,200	256,800	286,200	319,600
	16	177,100	224,000	259,000	288,500	322,200
	17	178,500	225,900	261,200	290,800	324,800
	18	179,800	227,800	263,400	293,100	327,400
	19	181,100	229,700	265,600	295,500	330,000
	20	182,400	231,600	267,700	297,900	332,700
	21	183,700	233,500	269,900	300,300	335,300
	22	185,400	235,300	272,200	302,700	338,000
	23	187,000	237,200	274,500	305,100	340,700
	24	188,500	239,200	276,800	307,500	343,400
	25	190,000	241,200	279,000	309,800	346,100
	26	190,900	243,200	281,300	312,200	348,800
	27	191,700	245,200	283,700	314,700	351,500
	28	192,500	247,200	286,100	317,200	354,200
	29	193,300	249,100	288,500	319,700	356,900
	30	194,200	251,100	290,700	322,100	359,700
	31	195,200	253,100	293,000	324,500	362,500
	32	196,300	255,100	295,300	326,900	365,300
	33	197,500	257,000	297,600	329,200	368,100
	34	198,900	259,000	299,800	331,600	370,800
	35	200,300	261,100	302,000	334,000	373,500
	36	201,700	263,200	304,200	336,400	376,200
	37	203,100	265,300	306,400	338,600	378,900
	38	204,600	267,300	308,600	340,900	381,600
	39	206,100	269,400	310,700	343,200	384,100
	40	207,700	271,400	312,900	345,500	386,700

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	209,400	273,400	315,100	347,700	389,300
	42	211,100	275,300	317,300	350,000	391,900
	43	212,900	277,300	319,300	352,200	394,300
	44	214,700	279,300	321,400	354,300	396,800
	45	216,600	281,300	323,500	356,500	399,200
	46	218,400	283,100	325,600	358,700	401,600
	47	220,300	285,000	327,600	360,900	403,800
	48	222,100	286,900	329,700	363,000	406,000
	49	224,000	288,800	331,700	365,000	408,100
	50	225,800	290,600	333,700	367,100	410,100
	51	227,700	292,400	335,600	369,100	411,900
	52	229,600	294,200	337,600	371,100	413,700
	53	231,400	295,900	339,600	373,100	415,400
	54	233,200	297,700	341,600	375,000	416,900
	55	235,000	299,500	343,500	376,900	418,400
	56	236,800	301,100	345,300	378,700	419,800
	57	238,600	302,800	347,200	380,500	421,000
	58	240,300	304,500	349,100	382,300	422,200
	59	242,000	306,100	350,800	384,000	423,300
	60	243,700	307,800	352,600	385,700	424,200
	61	245,400	309,400	354,400	387,200	425,200
	62	247,100	310,900	356,100	388,800	426,100
	63	248,800	312,500	357,800	390,300	426,900
	64	250,500	314,100	359,500	391,700	427,700
	65	252,200	315,600	361,100	393,000	428,500
	66	253,800	317,100	362,800	394,100	429,200
	67	255,500	318,600	364,400	395,200	430,000
	68	257,100	320,000	365,900	396,200	430,700
	69	258,700	321,500	367,400	397,200	431,300
	70	260,300	322,900	368,900	398,000	432,000
	71	261,900	324,300	370,300	398,900	432,600
	72	263,500	325,600	371,600	399,700	433,200
	73	265,100	326,900	372,900	400,500	433,700
	74	266,600	328,100	374,100	401,200	434,300
	75	268,200	329,300	375,200	402,000	434,800
	76	269,800	330,400	376,100	402,700	435,400
	77	271,300	331,500	377,100	403,400	436,000
	78	272,800	332,600	378,000	404,000	436,600
	79	274,300	333,600	378,900	404,700	437,200
	80	275,800	334,600	379,600	405,300	437,700

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	277,300	335,400	380,400	405,900	438,200
	82	278,700	336,300	381,200	406,400	438,700
	83	280,100	337,100	381,900	407,000	439,200
	84	281,500	337,900	382,500	407,500	439,700
	85	282,900	338,500	383,200	408,000	440,200
	86	284,300	339,200	383,800	408,400	440,700
	87	285,700	339,800	384,400	408,900	441,200
	88	286,900	340,400	384,900	409,400	441,700
	89	288,200	341,000	385,400	409,800	442,200
	90	289,500	341,600	385,900	410,300	442,700
	91	290,800	342,200	386,400	410,800	443,200
	92	291,900	342,700	386,900	411,200	443,700
	93	293,100	343,200	387,400	411,700	444,100
	94	294,300	343,700	387,900	412,200	444,600
	95	295,500	344,200	388,400	412,700	445,100
	96	296,600	344,700	388,900	413,100	445,600
	97	297,600	345,200	389,400	413,500	446,100
	98	298,700	345,700	389,900	413,900	446,600
	99	299,800	346,200	390,400	414,300	447,100
	100	300,800	346,700	390,900	414,700	447,600
	101	301,700	347,200	391,400	415,100	448,100
	102	302,700	347,600	391,900	415,500	448,600
	103	303,600	348,100	392,400	415,900	449,100
	104	304,500	348,600	392,800	416,300	449,600
	105	305,400	349,100	393,200	416,700	450,100
	106	306,200	349,500	393,600	417,100	450,600
	107	307,000	349,900	394,000	417,500	451,100
	108	307,800	350,300	394,400	417,900	451,600
	109	308,400	350,700	394,800	418,300	452,100
	110	309,100	351,100	395,200	418,700	
	111	309,700	351,500	395,600	419,100	
	112	310,300	351,900	396,000	419,500	
	113	310,800	352,300	396,400	419,900	
	114	311,300	352,700	396,800	420,300	
	115	311,700	353,100	397,200	420,700	
	116	312,100	353,500	397,600	421,100	
	117	312,400	353,900	398,000	421,500	
	118	312,800		398,400		
	119	313,200		398,800		
	120	313,600		399,200		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	121	314,000		399,600		
	122	314,300		400,000		
	123	314,700		400,400		
	124	315,100		400,800		
	125	315,500		401,200		
	126	315,900		401,600		
	127	316,300		402,000		
	128	316,700		402,400		
	129	317,000		402,800		
	130	317,400		403,200		
	131	317,700		403,600		
	132	318,000		404,000		
	133	318,300		404,400		
	134	318,600				
	135	318,900				
	136	319,200				
	137	319,500				
	138	319,800				
	139	320,100				
	140	320,400				
	141	320,700				
再任用職員		204,000	234,800	269,400	287,000	311,600

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	169,300	259,700	306,400	344,200
	2	171,400	261,800	308,700	346,800
	3	173,500	263,900	311,000	349,400
	4	175,600	266,000	313,300	352,000
	5	177,700	268,400	315,600	354,600
	6	179,800	270,800	317,800	357,200
	7	181,900	272,900	320,200	359,700
	8	183,900	275,000	322,400	362,100
	9	186,200	277,200	324,600	364,500
	10	188,300	279,400	326,900	366,900
	11	190,500	281,600	329,200	369,300
	12	192,700	283,800	331,400	371,700
	13	194,800	285,900	333,600	374,000
	14	196,500	288,000	335,800	376,300
	15	198,400	290,200	338,100	378,500
	16	200,200	292,400	340,500	380,700
	17	202,000	294,600	342,900	382,800
	18	203,900	296,900	345,300	384,800
	19	205,700	299,200	347,800	386,800
	20	207,700	301,500	350,300	388,700
	21	209,600	303,800	352,800	390,600
	22	211,400	305,900	355,000	392,500
	23	213,300	308,300	357,300	394,300
	24	215,200	310,400	359,600	395,900
	25	217,100	312,700	361,800	397,600
	26	218,800	314,900	363,900	399,300
	27	220,700	317,000	366,100	400,800
	28	222,600	319,200	368,200	402,400
	29	224,500	321,200	370,200	403,900
	30	226,600	323,400	372,200	405,300
	31	228,700	325,500	374,100	406,700
	32	230,800	327,500	375,900	408,100
	33	232,900	329,600	377,700	409,400
	34	234,900	331,600	379,500	410,600
	35	236,900	333,700	381,200	411,800
	36	239,000	335,700	382,600	413,000
	37	241,100	337,500	384,000	414,100
	38	243,100	339,300	385,300	415,100
	39	245,200	341,100	386,600	416,100
	40	247,400	342,900	387,800	417,100

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	41	249,500	344,600	389,000	418,000
	42	251,600	346,300	390,200	418,900
	43	253,700	348,000	391,400	419,800
	44	255,800	349,600	392,400	420,600
	45	258,000	351,100	393,200	421,400
	46	260,000	352,600	394,100	422,100
	47	261,900	354,100	395,100	422,800
	48	264,100	355,600	396,100	423,400
	49	266,100	357,000	396,900	424,100
	50	268,300	358,400	397,700	424,800
	51	270,600	359,700	398,500	425,400
	52	272,700	361,100	399,300	425,900
	53	274,900	362,400	400,000	426,400
	54	276,900	363,700	400,800	427,000
	55	279,100	364,900	401,600	427,500
	56	281,200	366,100	402,300	428,100
	57	283,300	367,200	402,900	428,700
	58	285,300	368,300	403,600	429,300
	59	287,300	369,400	404,300	429,900
	60	289,300	370,500	405,000	430,500
	61	291,400	371,500	405,600	431,000
	62	293,400	372,600	406,200	431,500
	63	295,500	373,600	406,800	432,000
	64	297,500	374,500	407,400	432,600
	65	299,500	375,500	407,900	433,000
	66	301,500	376,400	408,400	433,500
	67	303,600	377,300	409,000	434,000
	68	305,600	378,100	409,600	434,400
	69	307,600	378,900	410,200	434,900
	70	309,500	379,700	410,800	435,400
	71	311,500	380,500	411,400	435,900
	72	313,500	381,400	412,000	436,400
	73	315,400	382,200	412,500	436,800
	74	317,300	382,900	413,100	437,300
	75	319,400	383,500	413,600	437,800
	76	321,300	384,200	414,200	438,300
	77	323,200	384,800	414,700	438,700
	78	325,100	385,400	415,200	439,100
	79	326,800	385,900	415,700	439,600
	80	328,500	386,500	416,200	440,100

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	81	330,200	387,100	416,700	440,600
	82	331,800	387,600	417,200	441,100
	83	333,500	388,200	417,700	441,600
	84	335,000	388,800	418,200	442,000
	85	336,400	389,400	418,600	442,500
	86	337,900	390,000	419,000	442,900
	87	339,400	390,500	419,500	443,300
	88	340,700	391,100	420,000	443,700
	89	342,000	391,600	420,500	444,000
	90	343,300	392,100	420,900	444,400
	91	344,500	392,700	421,400	444,800
	92	345,700	393,200	421,900	445,200
	93	346,800	393,700	422,300	445,600
	94	347,900	394,200	422,700	446,000
	95	348,900	394,700	423,100	446,400
	96	349,900	395,200	423,500	446,800
	97	350,900	395,600	423,900	447,200
	98	351,800	396,000	424,200	447,500
	99	352,600	396,500	424,600	447,900
	100	353,300	397,000	425,000	448,300
	101	354,000	397,500	425,400	448,700
	102	354,700	398,000	425,800	
	103	355,400	398,500	426,200	
	104	355,900	399,000	426,600	
	105	356,500	399,500	427,000	
	106	357,000	400,000	427,400	
	107	357,500	400,500	427,800	
	108	358,100	401,000	428,200	
	109	358,800	401,400	428,500	
	110	359,300	401,900	428,900	
	111	359,800	402,400	429,300	
	112	360,300	402,900	429,700	
	113	360,800	403,400	430,000	
	114	361,300	403,800		
	115	361,800	404,200		
	116	362,300	404,600		
	117	362,700	405,000		
	118	363,100	405,400		
	119	363,600	405,800		
	120	364,100	406,200		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	121	364,600	406,600		
	122	365,100	406,900		
	123	365,600	407,300		
	124	366,000	407,700		
	125	366,400	408,100		
	126	366,800	408,500		
	127	367,200	408,900		
	128	367,600	409,300		
	129	367,900	409,600		
	130	368,200			
	131	368,600			
	132	369,000			
	133	369,400			
	134	369,700			
	135	370,100			
	136	370,500			
	137	370,900			
	138	371,300			
	139	371,700			
	140	372,100			
	141	372,400			
	142	372,800			
	143	373,200			
	144	373,500			
	145	373,900			
	146	374,300			
	147	374,700			
	148	375,100			
	149	375,500			
	150	375,900			
	151	376,300			
	152	376,700			
	153	377,000			
	154	377,400			
	155	377,800			
	156	378,200			
	157	378,600			
	158	379,000			
	159	379,400			
	160	379,800			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員		円	円	円	円
	161	380, 200			
	162	380, 600			
	163	381, 000			
	164	381, 400			
	165	381, 700			
	166	382, 100			
	167	382, 400			
	168	382, 800			
	169	383, 200			
再任用 職員		229, 400	268, 200	291, 300	330, 300

別記備考

行政職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の備考は、現行のとおりとする。

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係資料

第1表	給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	52
第2表	給料表別、学歴別、性別人員構成比	53
第3表	給料表別平均給与月額	53
第4表	民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	54
第5表	職員の扶養手当支給状況	55
第6表	職員の住居手当支給状況	56
第7表	職員の通勤手当支給状況	56
第8表	給料表別職員の超過勤務等の状況	57
第9表	再任用職員の給料表別、級別人員	57
第10表	任期付職員の給料表別人員	58
第11表	学校教育職員の級別人員	58

2 民間給与関係資料

第12表	産業別、企業規模別調査完了事業所数	59
第13表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	60
第14表	職種別、企業規模別給与額等	61
第15表	民間における定期昇給制度の内容	68
第16表	民間における定期昇給の実施状況	68
第17表	民間における特別給（賞与）の支給状況	68
第18表	民間における住宅手当の支給状況	68
第19表	民間における家族手当の支給状況	69

3 労働経済関係資料

第20表	労働経済指標	70
------	--------	----

4 生計費関係資料

第21表	特別区における費目別、世帯人員別標準生計費	72
------	-----------------------	----

給与勧告の手順	73
---------	----

民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	74
----------------------	----

1 職員給与関係資料

平成31年特別区職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的

特別区職員の給与等の実態を把握し、給与制度・任用制度の研究に必要な基礎資料を得る。

(2) 調査の対象

一般職に属する特別区職員のうち、「職員の給与に関する条例」、「幼稚園教育職員の給与に関する条例」、「学校教育職員の給与に関する条例」又は「中等教育学校教育職員の給与等に関する条例」の適用を受ける職員（休職者等を除く。）

(3) 調査時点

平成31年4月1日現在

(4) 調査項目

4月分給料、諸手当、職種、職層、年齢、学歴等

(5) 調査方法

調査対象者のデータ作成を各区に依頼し、提出されたデータを集計した。

第1表 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	適用人員		平均年齢	平均経験年数
	職員数	構成比		
全給料表	人 57,124	% 100.0	歳 41.7	年 18.8
行政職給料表（一）	48,115	84.2	40.5	17.7
事務・技術	32,912	68.4	39.9	17.0
行政職給料表（二）	5,910	10.3	51.5	27.8
医療職給料表（一）	78	0.1	51.6	21.8
医療職給料表（二）	592	1.0	46.2	22.2
医療職給料表（三）	1,730	3.0	42.9	17.3
幼稚園教育職員給料表	699	1.2	35.6	12.4

- (注) 1 「事務・技術」とは、行政職給料表（一）の適用人員のうち、事務、土木造園、建築、機械及び電気の職種の者である（以下関係各表について同じ。）。
- 2 「事務・技術」の「構成比」は、行政職給料表（一）の適用人員に対する割合である。
- 3 再任用職員・任期付職員・区費負担の学校教育職員は、第8表まで含まれていない。
- 4 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、計は必ずしも100.0とにならない場合がある。

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

区 分 給 料 表	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	男	女
全 給 料 表	% 56.3	% 22.7	% 20.4	% 0.6	% 47.5	% 52.5
行政職給料表（一）	61.4	23.9	14.6	0.0	46.7	53.3
事務・技術	72.1	6.7	21.2	0.0	62.2	37.8
行政職給料表（二）	7.3	9.6	77.8	5.3	76.3	23.7
医療職給料表（一）	100.0	—	—	—	34.6	65.4
医療職給料表（二）	41.9	58.1	0.0	—	9.5	90.5
医療職給料表（三）	73.2	26.4	0.4	—	3.2	96.8
幼稚園教育職員給料表	84.0	16.0	—	—	3.3	96.7

第3表 給料表別平均給与月額

区 分 給 料 表	給 料	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計
全 給 料 表	円 306,631	円 3,882	円 5,091	円 63,099	円 3,606	円 288	円 382,597
行政職給料表（一）	305,802	4,116	4,785	62,926	3,939	12	381,580
事務・技術	305,956	5,708	5,094	63,347	4,416	15	384,536
行政職給料表（二）	306,375	—	8,487	62,896	1,049	3	378,809
医療職給料表（一）	487,831	102,795	6,846	119,494	1,835	202,897	921,698
医療職給料表（二）	333,962	1,091	4,100	67,709	1,848	—	408,710
医療職給料表（三）	311,408	1,617	3,334	63,255	2,917	—	382,530
幼稚園教育職員給料表	310,673	17,553	2,418	66,128	5,694	—	402,466

- （注） 1 幼稚園教育職員給料表の適用職員の給料には、教職調整額を含む。
2 「その他」は、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）及び寒冷地手当である。
3 「計」は、支給総額を適用人員で除したものであり、各種目の合計と一致しない場合がある。

第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

その1 平成30年との比較

給 与 種 目 \ 年	平 成 31 年	平 成 30 年
給 料	309,991 円	313,202 円
管 理 職 手 当	5,880	5,964
扶 養 手 当	5,261	5,294
地 域 手 当	64,222	64,886
住 居 手 当	4,306	4,072
そ の 他	15	13
計	389,674	393,431

適 用 人 員	31,861 人	31,366 人
平 均 年 齢	40.5 歳	41.0 歳

その2 差額支給者を除いた場合

給 与 種 目 \ 区 分	差額支給者を含む	差額支給者を除く
給 料	309,991 円	305,773 円
管 理 職 手 当	5,880	6,267
扶 養 手 当	5,261	5,338
地 域 手 当	64,222	63,473
住 居 手 当	4,306	4,558
そ の 他	15	14
計	389,674	385,424

適 用 人 員	31,861 人	29,640 人
平 均 年 齢	40.5 歳	39.4 歳

- (注) 1 事務・技術の職員のうち、新卒採用職員を除いた者の平均給与である。
2 「その他」は、単身赴任手当（基礎額）及び寒冷地手当である（本年は、寒冷地手当の支給はない。）
3 「計」は、支給総額を適用人員で除したものであり、各種目の合計と一致しない場合がある。

第5表 職員の扶養手当支給状況

その1 支給・非支給及び区分別該当職員数

区 分	人 員
支給されている職員	17,629 人
うち、配偶者を扶養している職員（6,000円支給）	6,686
うち、子を扶養している職員（9,000円支給）	13,980
うち、配偶者を欠く一子を扶養している職員（13,000円支給） （特例措置）	211
うち、父母等を扶養している職員（6,000円支給）	1,368
うち、父母等を扶養している職員（6,000円支給） （経過措置）	30
うち、特定期間にある子を扶養している職員（子一人につき4,000円加算）	6,529
支給されていない職員	39,495
計	57,124

- （注） 1 「支給されている職員」の各区分の該当職員数は、重複している場合がある。
 2 「子を扶養している職員」の子には、配偶者を欠く一子を含まない。
 3 「特定期間」は、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までである。
 4 「特例措置」は、平成30年3月31日に「配偶者を欠く一子のみ」又は「配偶者を欠く一子及び父母等」に係る扶養手当の支給を受けていた職員が、平成30年4月1日以降、引き続き、「配偶者を欠く特定期間のない一子のみ」又は「配偶者を欠く特定期間のない一子及び父母等」を扶養する場合に該当する。
 5 「経過措置」は、平成31年3月31日において、年間収入額が130万円以上140万円未満で認定されている満60歳以上の父母及び祖父母であって、平成31年4月1日以降、引き続き、年間収入額が130万円以上140万円未満と見込まれる場合である。

その2 扶養親族数別職員数

扶養親族数	計	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上
該当職員数	57,124 人	39,495 人	8,175 人	6,011 人	2,838 人	531 人	64 人	10 人

その3 平均扶養親族数及び平均手当額

支給されている職員1人当たり平均扶養親族数	1.8 人
支給されている職員1人当たり平均額	16,496 円
全職員1人当たり平均額	5,091 円

第6表 職員の住居手当支給状況

その1 区分別支給状況

区 分	人 員
支 給 さ れ て い る 職 員	人 13,067
支 給 さ れ て い な い 職 員	44,057
計	57,124
支 給 さ れ て い る 職 員 1 人 当 た り 平 均 額	円 15,764
全 職 員 1 人 当 た り 平 均 額	3,606

その2 支給区分別人員

区 分		人 員	
下記以外世帯主		人 3,263	
		27歳以下の職員 (27,000円支給)	3,928
		28歳以上32歳以下の職員 (17,600円支給)	5,872
33歳以上の職員 (8,300円支給)			
単身赴任手当 を支給されて いる世帯主	公舎等に入居 していない職員	27歳以下の職員 (40,500円支給)	0
		28歳以上32歳以下の職員 (26,400円支給)	0
		33歳以上の職員 (12,400円支給)	0
	公舎等に入居 している職員	27歳以下の職員 (13,500円支給)	0
		28歳以上32歳以下の職員 (8,800円支給)	1
		33歳以上の職員 (4,100円支給)	3
計		13,067	

(注) 1 支給対象は、世帯主等である職員のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払っている職員である。

2 年齢は年度末年齢である。

第7表 職員の通勤手当支給状況

区 分	人 員
支 給 さ れ て い る 職 員	人 50,525
交 通 機 関 の み の 利 用 者	35,287
交 通 用 具 の み の 使 用 者	8,870
交 通 機 関 及 び 交 通 用 具 の 併 用 者	6,368
支 給 さ れ て い な い 職 員	6,599
計	57,124
支 給 さ れ て い る 職 員 1 人 当 た り 平 均 額	円 11,306
全 職 員 1 人 当 た り 平 均 額	10,000

第8表 給料表別職員の超過勤務等の状況

区 分 給 料 表	対 象 人 員	超 過 勤 務 等 の 月 当 たり 平 均 時 間 数
全 給 料 表	人 51,337	時間 9.4
行政職給料表（一）	43,356	9.8
事務・技術	29,124	11.5
行政職給料表（二）	5,858	7.5
医療職給料表（一）	8	3.5
医療職給料表（二）	570	5.3
医療職給料表（三）	1,545	6.4

（注）1 「超過勤務等の月当たり平均時間数」は、平成30年中の超過勤務及び休日勤務の実績を1か月当たりの平均にしたものである。

2 幼稚園教育職員給料表の適用職員、平成31年4月分給与において管理職手当の支給を受けた職員及び平成30年12月1日以降に採用された職員は含まれていない。

第9表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

級 給 料 表	計	1	2	3	4	5	6	特 例 措 置
全 給 料 表	人 2,192	人 42	人 1,139	人 426	人 246	人 185	人 97	人 57
行政職給料表（一）	1,584	13	694	372	227	181	97	
行政職給料表（二）	518	29	408	24				57
医療職給料表（一）								
医療職給料表（二）	27		16	9	1	1		
医療職給料表（三）	43		18	14	8	3		
幼稚園教育職員給料表	20		3	7	10			

（注）1 空欄は、該当職員がいないことを示す（以下各表について同じ。）。

2 網掛けは、級の設置がないことを示す（次表について同じ。）。

3 「特例措置」は、行政職給料表（二）において、級格付の解消に伴い、2級の再任用給料月額に相当する額を給料として支給する者に適用される（次表について同じ。）。

その2 短時間勤務職員

級 給 料 表	計	1	2	3	4	5	6	特 例 措 置
全 給 料 表	人 3,595	人 146	人 3,230	人 57	人 6	人 19	人 1	人 136
行政職給料表（一）	2,709	108	2,519	56	6	19	1	
行政職給料表（二）	780	34	610					136
医療職給料表（一）								
医療職給料表（二）	39	2	37					
医療職給料表（三）	49		49					
幼稚園教育職員給料表	18	2	15	1				

第10表 任期付職員の給料表別人員

区 分 給 料 表	計	一般任期付職員		育児休業に伴う 任 期 付 職 員	任期付短時間 勤 務 職 員
		3条任期付	4条任期付		
全 給 料 表	人 618	人 43	人 31	人 266	人 278
行政職給料表（一）	325	43	31	251	
行政職給料表（二）	247				247
医療職給料表（一）					
医療職給料表（二）	1			1	
医療職給料表（三）	9			9	
幼稚園教育職員給料表	5			5	
学校教育職員給料表	31				31

第11表 学校教育職員の級別人員

級 給 料 表	計	1	2	3	4	5	6
学 校 教 育 職 員 給 料 表	人 133	人 1	人 74	人 46	人 10	人 2	人

2 民間給与関係資料

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の特別区職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

特別区人事委員会、人事院、東京都人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の特別区内にある民間事業所10,057事業所

イ 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)アに記載した事業所を、産業、規模等により層化し、これらの層から1,148事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完了した事業所は、第12表のとおりである。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の従業員が多数に上るときは、その中から抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

ウ 調査実人員

54,651人（うち初任給関係職種5,825人）

第12表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業，林業，漁業	1	0	0	0	1	0
鉱業，採石業， 砂利採取業、建設業	70	9	14	17	27	3
製造業	149	27	30	34	50	8
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	215	28	28	23	92	44
卸売業，小売業	140	16	23	22	63	16
金融業，保険業、 不動産業、物品賃貸業	89	28	14	11	26	10
教育，学習支援業、 医療，福祉、サービス業	173	30	24	29	66	24
計	837	138	133	136	325	105

(注) 上記のほか、実地調査に際し、規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が311あった。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

区 分 職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規 模 計	1, 000人以上	100人以上 1, 000人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 院 修 士 課 程 修 了	円 236, 351	円 240, 863	円 235, 209	円 * 216, 545
	大 学 卒	211, 317	210, 424	211, 597	212, 949
	短 大 卒	183, 400	180, 447	185, 853	* 178, 850
	高 校 卒	172, 951	173, 208	172, 936	* 172, 254
新 卒 技 術 者	大 学 院 修 士 課 程 修 了	236, 091	247, 907	228, 859	—
	大 学 卒	215, 038	225, 227	216, 352	197, 788
	短 大 卒	191, 161	* 206, 817	193, 892	* 149, 597
	高 校 卒	181, 164	* 182, 749	180, 513	* 185, 515
新卒事務員・技術者計	大 学 院 修 士 課 程 修 了	236, 248	243, 521	232, 416	* 216, 545
	大 学 卒	212, 298	212, 718	212, 937	205, 786
	短 大 卒	186, 268	185, 030	189, 423	* 166, 882
	高 校 卒	176, 795	175, 940	177, 036	* 177, 163
新 卒 研 究 員	大 学 卒	* 213, 743	—	* 213, 743	—
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	x	—	x	—
	高 校 卒	—	—	—	—
準 新 卒 医 師	大 学 卒	x	x	—	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	* 221, 433	* 216, 400	x	—
準新卒診療放射線技師	養 成 所 卒	—	—	—	—
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	x	—	x	—
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	* 225, 130	* 224, 007	x	—
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	x	—	x	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	x	—	x	—
新 卒 船 員	海 上 技 術 学 校 卒	—	—	—	—

- (注) 1 採用のある事業所について集計した。「x」は調査事業所数が1事業所、「*」は調査事業所数が10事業所以下であることを示す。
- 2 「準新卒」とは、平成30年度中に資格免許を取得し、平成31年4月までの間に採用された場合をいう。ただし、医師については、平成28年3月大学卒業後、平成28年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成31年4月までの間に採用された者に限っている。

第14表 職種別、企業規模別給与額等
 その1 全職種（企業規模計）
 事務・技術関係職種

区分 職種名	平均年齢	平均給与額			備 考
		きまって支給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	51.9	825,003	823,987	1,016	構成員 50 人以上の支店(社)の長
事 務 部 長	51.5	732,447	731,063	1,384	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	49.3	655,567	642,746	12,821	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	47.4	590,373	577,739	12,634	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理	44.1	593,366	555,321	38,045	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下 4 人以上を有する者、職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	41.8	475,132	413,112	62,020	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	39.9	398,750	353,510	45,240	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	35.6	350,223	301,698	48,525	
工 場 長	52.6	618,319	615,124	3,195	構成員 50 人以上の工場の長
技 術 部 長	51.5	719,747	717,932	1,815	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	51.0	691,500	688,417	3,083	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長	48.6	605,585	597,443	8,142	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長代理	43.4	558,611	466,376	92,235	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下 4 人以上を有する者、職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
技 術 係 長	41.7	483,026	405,582	77,444	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任	37.4	413,125	338,419	74,706	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 係 員	33.3	355,269	300,929	54,340	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない(第14表において全て同じ。)
 2 「中間職」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう(第14表において全て同じ。)

研究関係職種

区分 職種名	平均年齢	平均給与額			備 考
		きまって支給する給与	所定内給与	時間外手当	
研 究 所 長	— 歳	— 円	— 円	— 円	構成員 50 人以上の所の長 2 室（係）以上又は構成員 7 人以上の部（課）の長 構成員 3 人以上の室（係）の長 研究員より上位の者
研究部（課）長	51.0	661,362	650,450	10,912	
研究室（係）長	45.5	469,620	446,679	22,941	
主 任 研 究 員	47.9	510,691	472,209	38,482	
研 究 員	34.5	359,429	317,401	42,028	
研 究 補 助 員	27.3	298,366	258,132	40,234	

医療関係職種

区分 職種名	平均年齢	平均給与額			備 考
		きまって支給する給与	所定内給与	時間外手当	
病 院 長	— 歳	— 円	— 円	— 円	部下に医師又は歯科医師 5 人以上 病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師 1 人以上
副 院 長	56.4	1,241,899	1,241,899	0	
医 科 長	54.1	1,259,765	1,112,310	147,455	
医 師	52.3	1,192,607	1,035,056	157,551	
歯 科 医 師	49.3	748,141	727,535	20,606	
薬 局 長	36.3	398,275	378,580	19,695	部下に薬剤師 2 人以上
薬 剤 師	49.0	545,237	526,225	19,012	
診療放射線技師	37.0	394,094	347,393	46,701	
臨床検査技師	38.5	409,079	373,223	35,856	
栄 養 士	39.8	385,538	348,423	37,115	
理学療法士	38.5	334,754	302,936	31,818	
作業療法士	34.6	306,843	289,249	17,594	
総 看 護 師 長	34.9	290,545	278,516	12,029	部下に看護師長 5 人以上 部下に看護師又は准看護師 5 人以上
看 護 師 長	54.0	607,903	597,995	9,908	
看 護 師	46.1	455,605	415,698	39,907	
准 看 護 師	41.1	429,190	381,758	47,432	
	46.6	344,266	301,931	42,335	

教育関係職種

区分 職種名	平均年齢	平均給与額			備考
		きまって支給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
大学学長	—	—	—	—	
大学副学長	55.5	839,550	839,550	0	
大学学部長	59.7	835,769	799,806	35,963	
大学教授	54.8	690,804	686,432	4,372	
大学准教授	47.5	560,652	555,980	4,672	
大学講師	48.4	479,008	476,002	3,006	
大学助教	45.0	420,893	383,111	37,782	
高等学校校長	59.4	923,161	916,564	6,597	
高等学校教頭	53.7	678,979	671,176	7,803	
高等学校主幹教諭	62.0	714,408	714,408	0	
高等学校指導教諭	58.0	688,814	688,814	0	
高等学校教諭	44.3	549,684	544,267	5,417	

海事関係職種

区分 職種名	平均年齢	平均給与額			備考
		きまって支給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
船長・機関長	48.4	945,313	721,290	224,023	
一等航海士・機関士	37.8	802,969	465,551	337,418	
二等航海士・機関士	29.3	579,386	405,413	173,973	
三等航海士・機関士	25.6	581,030	330,110	250,920	
運航士	—	—	—	—	
甲板長・操機長	47.3	496,853	398,519	98,334	
甲板手・操機手	43.6	521,491	323,275	198,216	
甲板員・機関員	25.0	441,497	229,455	212,042	

技能・労務関係職種

区 分 職種名	平均年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
電 話 交 換 手	歳 54.0	円 225,600	円 225,600	円 0	見習、外国語の電話交換手を除く 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く
自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	47.1	411,998	294,294	117,704	
守 衛	—	—	—	—	
用 務 員	45.3	356,367	356,367	0	

その２ 公民給与比較の対象職種（企業規模別）
事務・技術関係職種（1,000人以上）

区分 職種名	平均 年齢	平均給与額			備 考 (注)	職 員 対応級
		きまって支 給する給与	所定内 給 与	時間外 手 当		
	歳	円	円	円		
支 店 長	52.1	921,232	919,883	1,349		6 級
事 務 部 長	51.7	766,157	765,556	601		同上
事 務 部 次 長	49.0	716,227	697,797	18,430		同上
事 務 課 長	47.6	620,169	606,687	13,482		5 級
事務課長代理	44.1	635,528	600,241	35,287		4 級
事 務 係 長	41.3	512,053	441,137	70,916		3 級
事 務 主 任	40.4	436,511	383,885	52,626		2 級、 一部は 3 級
事 務 係 員	36.4	374,326	317,327	56,999		1 級
工 場 長	50.0	756,896	726,000	30,896		6 級
技 術 部 長	52.2	758,051	756,917	1,134		同上
技 術 部 次 長	51.5	740,859	739,255	1,604		同上
技 術 課 長	49.2	633,313	627,362	5,951		5 級
技術課長代理	42.8	580,078	479,506	100,572		4 級
技 術 係 長	43.1	520,293	440,776	79,517		3 級
技 術 主 任	37.6	442,702	356,503	86,199		2 級、 一部は 3 級
技 術 係 員	32.5	375,034	312,244	62,790		1 級

(注) 1 備考欄は、第14表その1と内容が同一である。

2 事務主任、技術主任のうち、係長等のいない事業所において課長代理以上に直属し部下を有する者及び職能資格等がそれらと同等と認められる者は3級と対応させている。

事務・技術関係職種（100人以上1,000人未満）

区分 職種名	平均 年齢	平均給与額			備考（注）	職員 対応級
		きまって支 給する給与	所定内 給 与	時間外 手 当		
	歳	円	円	円		
支 店 長	51.5	614,420	614,134	286		5級
事 務 部 長	51.2	688,760	686,289	2,471		同上
事 務 部 次 長	49.5	577,463	571,698	5,765		同上
事 務 課 長	47.3	530,992	520,838	10,154		4級
事務課長代理	44.2	469,011	422,566	46,445		3級
事 務 係 長	42.4	421,952	372,276	49,676		2級
事 務 主 任	39.3	358,902	320,759	38,143		1級、 一部は 2級
事 務 係 員	34.7	323,473	284,277	39,196		1級
工 場 長	52.9	602,337	602,337	0		5級
技 術 部 長	50.1	631,685	628,844	2,841		同上
技 術 部 次 長	49.8	546,747	543,850	2,897		同上
技 術 課 長	46.6	516,918	504,114	12,804		4級
技術課長代理	45.1	508,125	436,282	71,843		3級
技 術 係 長	40.4	460,814	382,909	77,905		2級
技 術 主 任	37.2	390,166	325,906	64,260		1級、 一部は 2級
技 術 係 員	34.4	337,047	291,610	45,437		1級

（注） 1 備考欄は、第14表その1と内容が同一である。

2 事務主任、技術主任のうち、係長等のいない事業所において課長代理以上に直属し部下を有する者及び職能資格等がそれらと同等と認められる者は2級と対応させている。

事務・技術関係職種（50人以上100人未満）

区分 職種名	平均 年齢	平均給与額			備 考 (注)	職 員 対応級
		きまって支 給する給与	所定内 給 与	時間外 手 当		
	歳	円	円	円		
支 店 長	—	—	—	—		5 級
事 務 部 長	50.8	626,048	623,197	2,851		同上
事 務 部 次 長	51.0	536,046	535,906	140		同上
事 務 課 長	45.9	505,767	487,013	18,754		4 級
事務課長代理	44.7	515,574	475,638	39,936		3 級
事 務 係 長	42.9	424,938	378,304	46,634		2 級
事 務 主 任	39.9	348,976	317,749	31,227		1 級、 一部は 2 級
事 務 係 員	37.0	327,728	287,969	39,759		1 級
工 場 長	—	—	—	—		5 級
技 術 部 長	48.2	565,650	557,337	8,313		同上
技 術 部 次 長	48.8	531,191	497,994	33,197		同上
技 術 課 長	47.1	475,303	439,189	36,114		4 級
技術課長代理	45.1	447,497	393,923	53,574		3 級
技 術 係 長	41.7	393,025	332,510	60,515		2 級
技 術 主 任	37.2	366,803	301,311	65,492		1 級、 一部は 2 級
技 術 係 員	32.8	311,471	267,742	43,729		1 級

(注) 1 備考欄は、第14表その1と内容が同一である。

2 事務主任、技術主任のうち、係長等のいない事業所において課長代理以上に直属し部下を有する者及び職能資格等がそれらと同等と認められる者は2級と対応させている。

第15表 民間における定期昇給制度の内容

項 目 役職段階	自動昇給	査定昇給	昇格昇給
係 員	27.0 %	79.2 %	42.6 %
課 長 級	20.4 %	73.8 %	40.6 %

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第16表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		実 施	増 額	減 額	変化なし		
係 員	87.9 %	86.2 %	28.2 %	4.6 %	53.4 %	1.7 %	12.1 %
課 長 級	80.6 %	79.4 %	27.4 %	3.3 %	48.7 %	1.2 %	19.4 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

第17表 民間における特別給（賞与）の支給状況

企業規模 区 分		規 模 計	1,000 人以上	50 人以上 1,000 人未満
平均所定内 給 与 月 額	下 半 期	415,572 円	437,656 円	387,042 円
	上 半 期	417,533 円	438,535 円	390,619 円
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期	948,651 円	1,072,337 円	787,184 円
	上 半 期	988,339 円	1,097,642 円	846,221 円
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期	2.28 月分	2.45 月分	2.03 月分
	上 半 期	2.37 月分	2.50 月分	2.17 月分
	年 間 計	4.65 月分	4.95 月分	4.20 月分

(注) 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは平成31年2月から令和元年7月までの期間をいう。

第18表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	57.1 %
支 給 し な い	42.9 %

第19表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		61.5 %
	配偶者に家族手当を支給する	(78.0 %)
	子に家族手当を支給する	(98.2 %)
家 族 手 当 制 度 が な い		38.5 %
扶養家族の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	14,440 円
	配 偶 者 と 子 1 人	21,687 円
	配 偶 者 と 子 2 人	28,485 円

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出したものである。

3 労働経済関係資料

第20表 労働経済指標

項 目 年 月	(1) きまって支給する 給 (東 京)		(2) 所 定 内 給 (東 京)		(3) 総実労働時間数 (東 京)		(4) 常用雇用 指 数 (東 京)
		前年比・ 前年同月比		前年比・ 前年同月比		うち所定外 労働時間数	前年比・ 前年同月比
	円	%	円	%	時間	時間	%
平成29年	359,255	0.4	333,689	0.7	146.7	12.4	1.4
30年	—	—	—	—	—	—	—
30年 1 月	352,514	△1.1	328,038	△1.0	137.2	11.5	2.6
2 月	353,795	△1.4	329,437	△1.1	140.5	12.1	2.3
3 月	360,438	0.0	334,442	0.1	147.3	13.0	2.1
4 月	364,605	0.2	337,748	0.1	149.0	12.8	1.7
5 月	359,423	1.1	333,785	1.2	146.9	12.4	1.7
6 月	361,494	0.9	335,520	0.6	152.3	12.6	1.3
7 月	361,695	0.1	336,629	0.1	151.0	12.1	1.2
8 月	361,081	0.9	336,443	0.8	147.5	11.5	1.6
9 月	363,046	1.2	339,582	1.5	140.3	11.6	1.5
10月	364,238	1.0	338,916	1.1	149.0	12.5	1.3
11月	365,855	1.1	338,417	1.0	153.3	13.0	1.2
12月	363,864	2.0	337,887	2.2	143.6	12.3	0.7
31年 1 月	355,118	0.7	329,651	0.5	135.0	12.2	0.5
2 月	357,670	1.0	331,299	0.6	139.7	12.9	1.2
3 月	362,847	0.7	335,199	0.2	143.8	13.4	1.4
4 月	367,845	0.9	338,908	0.4	148.2	14.0	1.4
令和元年 5 月	360,148	0.2	332,215	△0.5	141.3	13.0	1.6
6 月	360,729	△0.2	333,370	△0.5	144.9	12.9	2.1
資料出所	東 京 都 総 務 局 「毎月勤労統計調査地方調査結果月報」						

(注) 1 (1)～(4)は事業所規模30人以上の常用労働者（調査産業計）の数値である。

なお、「500人以上規模の事業所」については、令和元年5月分までは抽出調査、同年6月分は全数調査によるものである。

2 (4)、(8)及び(9)は、平成27年を100とした指数を基礎としている。

3 (1)～(4)の平成30年平均については未公表のため「—」としている。

(5) 有 効 求人倍率 (東 京)	(6) 完全失業率 (東 京)	(7) 消 費 支 出 (東京都区部勤労者世帯)		(8) 消費者物価 指数[総合] (東京都区部)	(9) 国内企業 物価指数 (全 国)	項 目
季 節 調 整 値	原 数 値		前年比・ 前年同月比	前年比・ 前年同月比	前年比・ 前年同月比	年 月
倍	%	円	%	%	%	平成29年
2.08	2.9	375,670	3.8	0.1	2.3	30年
2.13	2.6	360,988	△ 3.9	0.9	2.6	30年 1 月
2.10	2.7	365,267	△ 2.0	1.3	2.7	2 月
2.11		314,030	△16.8	1.4	2.5	3 月
2.11		375,957	△ 2.7	1.0	2.0	4 月
2.11	2.9	477,826	6.7	0.5	2.2	5 月
2.13		332,718	△18.3	0.4	2.7	6 月
2.15		291,780	△13.5	0.6	2.8	7 月
2.14	2.4	396,657	2.1	0.9	3.1	8 月
2.14		344,425	△ 1.7	1.2	3.1	9 月
2.15		333,240	△ 4.1	1.2	3.0	10月
2.12	2.3	347,961	△ 8.7	1.5	3.0	11月
2.13		337,688	4.4	0.8	2.3	12月
2.13		414,308	6.8	0.4	1.4	31年 1 月
2.12	2.3	365,824	0.2	0.5	0.6	2 月
2.13		316,005	0.6	0.6	0.9	3 月
2.14		364,652	△ 3.0	0.9	1.3	4 月
2.12	2.4	382,826	△19.9	1.3	1.2	令和元年 5 月
2.12		442,260	32.9	1.1	0.6	6 月
2.13		361,446	23.9	1.1	△0.1	
東京労働局 「職業安定 業務統計」	東 京 都 総 務 局 「東京の労働力」	総 務 省 「家計調査報告」		総 務 省 「消費者物価 指数月報」	日本銀行 「企業物価 指数」	資料出所

4 生計費関係資料

平成31年4月の特別区における標準生計費算定方法

「家計調査報告」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により、費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算出している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査報告」の大分類項目に対応する。

食料費…食料

住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑費Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ…その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

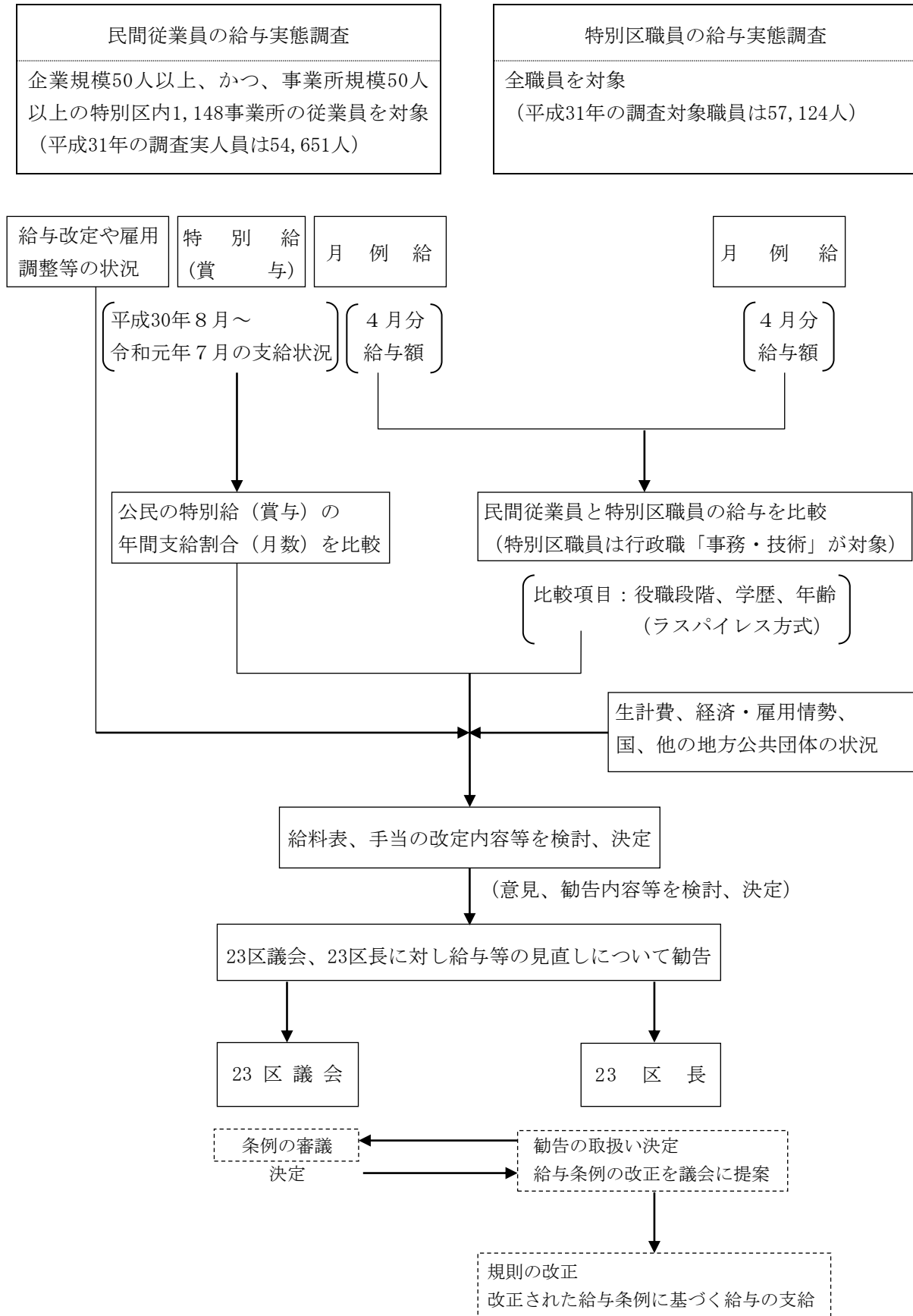
1人世帯については平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）により算定した標準生計費に、東京都区部の費目別平均支出額と全国の費目別平均支出額との比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査報告」における平成31年4月の東京都区部・勤労者世帯の費目別平均支出金額（日数、世帯人員を調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

第21表 特別区における費目別、世帯人員別標準生計費（平成31年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 30,890	円 48,680	円 60,270	円 71,860	円 83,450
住居関係費	60,350	48,420	52,140	55,870	59,590
被服・履物費	3,120	8,810	9,790	10,770	11,750
雑費Ⅰ	40,610	36,030	61,220	86,390	111,580
雑費Ⅱ	7,540	17,690	21,480	25,280	29,080
計	142,510	159,630	204,900	250,170	295,450
前年計	163,320	204,780	258,380	311,970	365,560
増減率	△12.7%	△22.0%	△20.7%	△19.8%	△19.2%

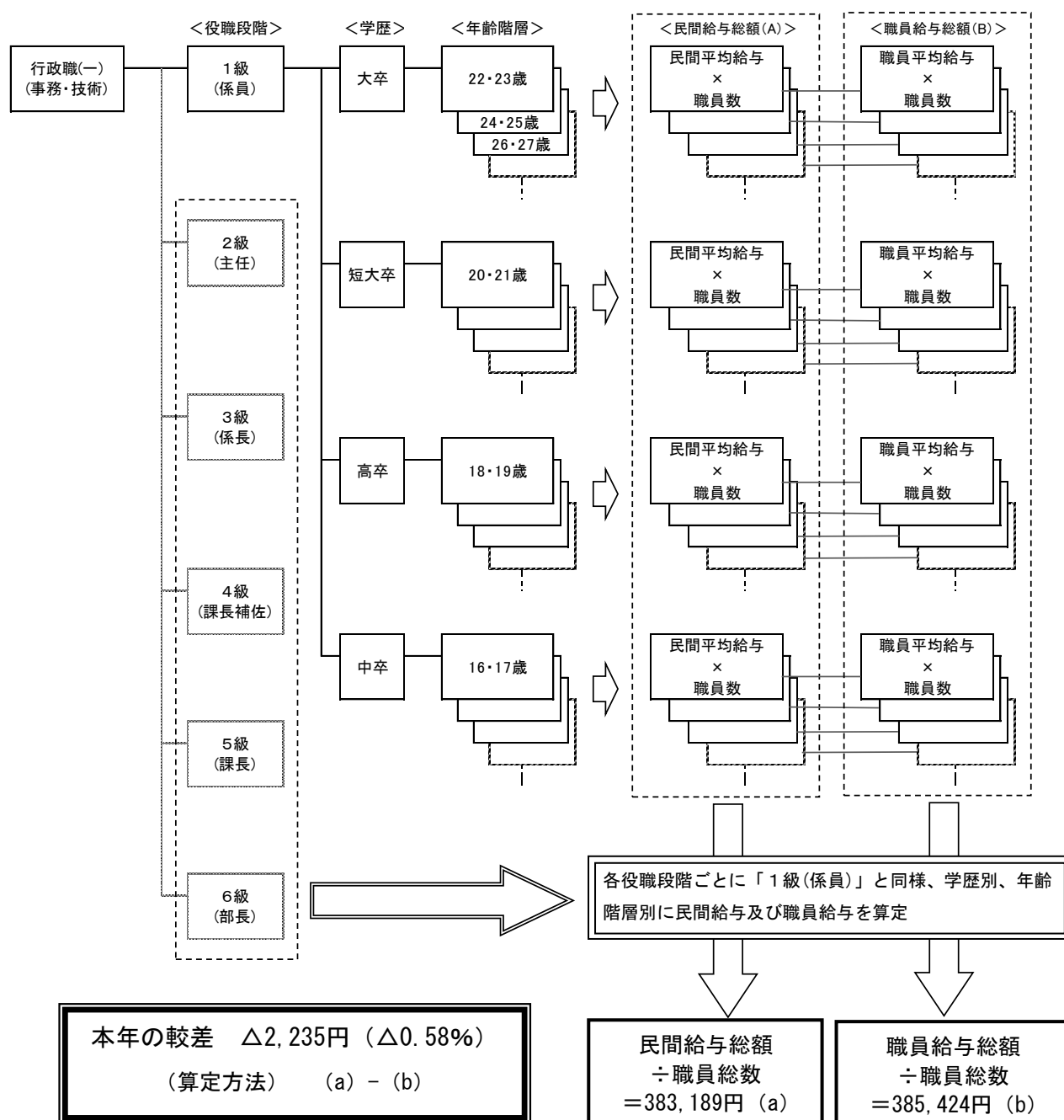
給与勧告の手順



民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）は、個々の職員に民間の給与額を支給した場合に、その支給総額(A)が、現に職員に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出している。

比較方法は、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与（注1）と、これと条件を同じくする民間の平均給与（注2）のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。



(注1) 特別区職員給与等実態調査の結果を基に算出

(注2) 職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年

特別区人事委員会事務局

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

TEL (03) 5210-9791～4 (ダイヤルイン)

<http://www.tokyo23city.or.jp/>